

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年5月20日提出
【計算期間】	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ・円コース 第9特定期間 エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ・資源国3通貨コース 第9特定期間 エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ・ブラジルリアルコース 第9特定期間 エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (マネープールファンド) 第9期 (自 平成26年8月21日至 平成27年2月20日)
【ファンド名】	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(マネープールファンド)
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「円コース」、「資源国3通貨コース」、「ブラジルリアルコース」

主として、エマージング諸国（新興国）の高利回り社債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

「マネープールファンド」

主として、「マネー・アカウント・マザーファンド」ならびにわが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

<円コース>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年6回	欧州		(フルヘッジ)
公債	(隔月)	アジア		
社債		アジア		
その他債券	年12回			
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信			ファンド・オブ・	なし
	その他	アフリカ	ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(債券 社債))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 社債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「社債」とは、目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース >

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 社債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 社債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「社債」とは、目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<マネープールファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券
追加型投信		海外
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド
公債	年6回 (隔月)	欧州	
社債	年12回 (毎月)	アジア	
その他債券 クレジット属性 ()	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券(債 券一般))		アフリカ	
資産組合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

「円コース」「資源国3通貨コース」「ブラジルリアルコース」

特色
1

主として、新興国のハイ・イールド社債に投資します。

- 当ファンドは、ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーが運用する外国投資信託「EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト」の各クラスを通じて実質的に新興国のハイ・イールド社債に投資します*。
- *上記の外国投資信託は、30%を上限に新興国の投資適格社債にも投資します。

当ファンドの主な投資対象			ハイ・イールド債の格付と信用度・利回りの関係	
債券	国債	先進国	新興国	
	社債		新興国ハイ・イールド社債	
リート				
株式				

投資適格格付	SGP社	ムーディーズ社
	AAA	Aaa
AA	Aa	
A	A	
BBB	Baa	
ハイ・イールド債 (投資適格格付)	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C

ハイ・イールド債は、信用度が低いため、その見返りとして相対的に高い利回りとなる傾向にあります。

特色
2

為替変動リスクの異なる3つのコースをご用意しました。

- 「円コース」「資源国3通貨コース」「ブラジルレアルコース」の3つからお選びいただけます。
- 上記3コース間および「マネーブルファンド」の間でスイッチングが可能です。
- ※「資源国3通貨コース」は、ブラジルレアル、南アフリカランド、オーストラリアドルで、原則として均等に投資します。
- ※「マネーブルファンド」はスイッチング専用のファンドであり、直接購入いただくことはできません。
- *販売会社によっては、スイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特色
3

原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- 利子収入や値上がり益などを原資として、毎決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。
- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。
- ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。



※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドでは、債券と通貨への投資を行いません。

ステップ① 債券への投資

主に、新興国のハイ・イールド社債に投資します。

<基準価額の変動要因>

上昇要因	金利の低下 (債券価格の上昇)	信用格付の 引き上げ
下落要因	金利の上昇 (債券価格の下落)	信用格付の 引き下げ

さらに当ファンドでは、通貨コースをお選びいただけます。

ステップ② 通貨への投資

為替変動リスクを
回避したい



円コース

投資債券の収益を、為替変動リスクを抑えながら享受することが期待されます*1。

為替変動リスクを
分散したい



資源国3通貨コース

投資債券の収益に加えて、資源国3通貨の相対的に高い金利水準からの収益や為替の値上がり益が期待されます**2。

より高い為替変動リスクを
とりながら収益を追求したい



ブラジルレアルコース

投資債券の収益に加えて、ブラジルレアルの相対的に高い金利水準からの収益や為替の値上がり益が期待されます**2。

*1 円コースでは、為替ヘッジによって為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円と米ドルの金利水準により、為替ヘッジコストがかかります。

*2 資源国3通貨コースおよびブラジルレアルコースでは、各コースの通貨と米ドルの金利水準によっては、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)がかかる場合があります。

<基準価額の変動要因>

		円コース	資源国3通貨コース	ブラジルレアルコース
上昇 要因	為替変動	円安/米ドル高でも 概ね影響なし	円安/資源国通貨高**	円安/ブラジルレアル高
	金利差*	米ドル 金利 < 円金利	米ドル 金利 < 資源国3通貨 の金利の平均	米ドル 金利 < ブラジルレアル の金利
下落 要因	為替変動	円高/米ドル安でも 概ね影響なし	円高/資源国通貨安**	円高/ブラジルレアル安
	金利差*	米ドル 金利 > 円金利	米ドル 金利 > 資源国3通貨 の金利の平均	米ドル 金利 > ブラジルレアル の金利

* 金利差に関する基準価額の変動要因は、市況動向によっては上記の通りにならない場合があります。なお、当ファンドでは主要投資対象である投資信託証券を通じて、新興国のハイ・イールド社債へ実質的に米ドル建てで投資し、円コースでは米ドル売り/円買いの為替ヘッジ、資源国3通貨コースおよびブラジルレアルコースでは米ドル売り/各コースの通貨買いの為替取引を行いません。

** 資源国通貨とは、ブラジルレアル、南アフリカランド、オーストラリアドルの3通貨の対円相場の平均をさします。

※上記は、基準価額の主な変動要因の概略を示していますが、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

ご参考:世界経済を牽引する新興国

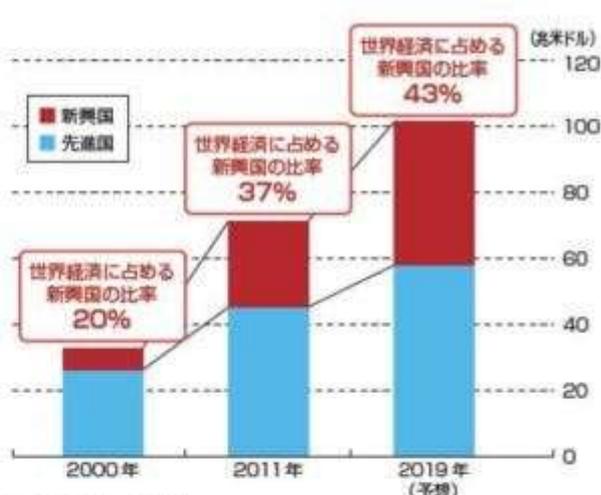
ステップ①
債券投資

- 豊富な天然資源や安価な労働力などを武器に、新興国は、2000年以降、先進国を上回る高い成長を続けており、経済規模の面でも世界の中で存在感を高めています。

GDP成長率(前年比)の推移(2000年~2019年予想)
*2014年以降は予想値



GDP総額の推移



出所:IMF[World Economic Outlook, October 2014]

*グラフデータは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

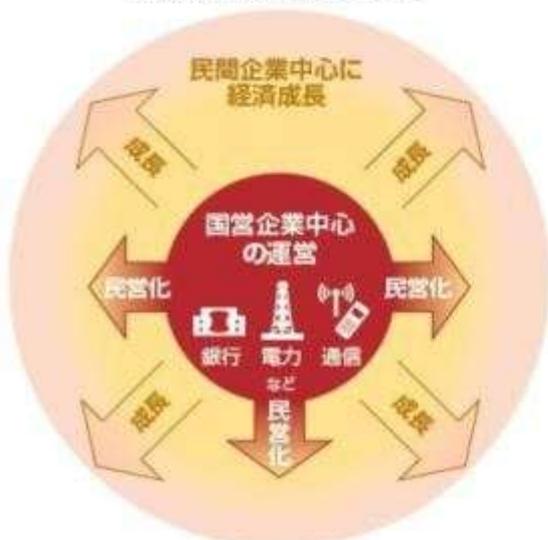
ご参考:高成長を背景に拡大する新興国の社債市場

ステップ①
債券投資

- 新興国では、銀行・電力・通信といった国の基幹産業に加え、さまざまな分野において国営企業の民営化が進んでおり、これが経済成長の原動力のひとつとなっています。
- こうして民営化された企業は、競争力強化に向けた設備投資が必要なことから、企業の資金調達ニーズを背景に新興国債券市場が拡大傾向となっています。

新興国経済の担い手は、国から企業へ

経済成長と企業運営のイメージ



*上記はイメージです。

*グラフデータは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

新興国債券の市場規模推移(2001年~2015年*)



新興国社債:JPモルガンCEMBIブロード、新興国国債:JPモルガンEMBIグローバル、先進国の債券市場規模:シティ世界国債インデックスとBofAメリルリンチ・グローバル社債インデックスをもとに日興アセットマネジメントが算出。

相対的に高い利回り

ステップ④
債券投資

- ハイ・イールド社債は、一般的に投資適格債券に比べて利子の支払いが滞ったり、元本が返済されなくなる（デフォルト）リスクが高いため、その見返りとして相対的に高い利回りで発行・流通しています。
- 新興国ハイ・イールド社債は、2008年夏以降の世界的な金融危機の際に価格が大きく下落したものの、その後は経済成長への期待などから大きな反発を見せるなど、景気変動の影響を受けやすい特性があります。

【ご参考】主な債券の利回り水準
(2015年2月末)



新興国ハイ・イールド社債: JPモルガンCEMBIディバーシファイドノン・インベストメントグレード
新興国国債: JPモルガンEMBIグローバルディバーシファイド
新興国投資適格社債: JPモルガンCEMBIディバーシファイド・インベストメントグレード
先進国社債: シティ世界BIG債券インデックス(社債)
先進国国債: シティ世界国債インデックス

【ご参考】主な債券の価格推移(米ドルベース)
(2002年12月末～2015年2月末)



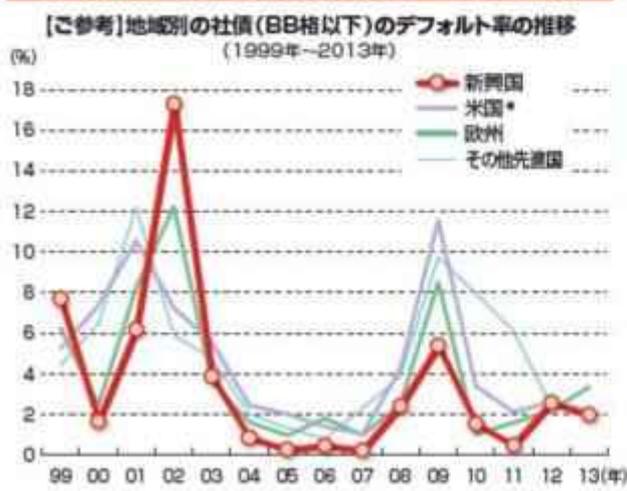
※グラフおよびデータは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

ハイ・イールド社債の中でも低水準のデフォルト率

ステップ④
債券投資

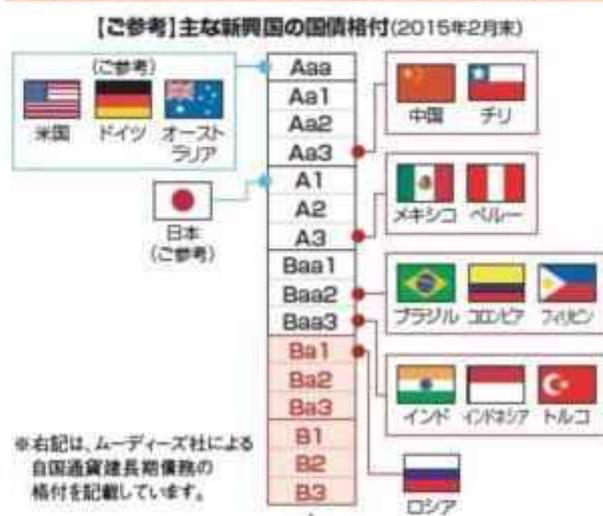
- 新興国ハイ・イールド社債のデフォルト率は、アルゼンチン危機を受けて2002年に高水準となったものの、それ以降は、概ね先進国ハイ・イールド社債よりも低水準で推移しています。これは、法制度や規制などが整っていない、といったカントリーリスクの高さなどを理由に、先進国よりも新興国の格付の方が保守的に付与されていることなどが背景と考えられます。
- なお、一般的に、社債格付は、企業の財務状況に加えてその企業が属する国の信用力などを受けて、付与される傾向があります。そのため、国債格付が相対的に低い新興国の企業は一般的に社債格付も低くなる傾向があります。

新興国ハイ・イールド社債のデフォルト率は概ね低水準で推移



※米国には、バミューダ、ケイマンを含みます。
出所: S&P社「グローバル・コーポレート・デフォルト・スタディー2013年版」

新興国の社債格付は、国の信用力なども影響



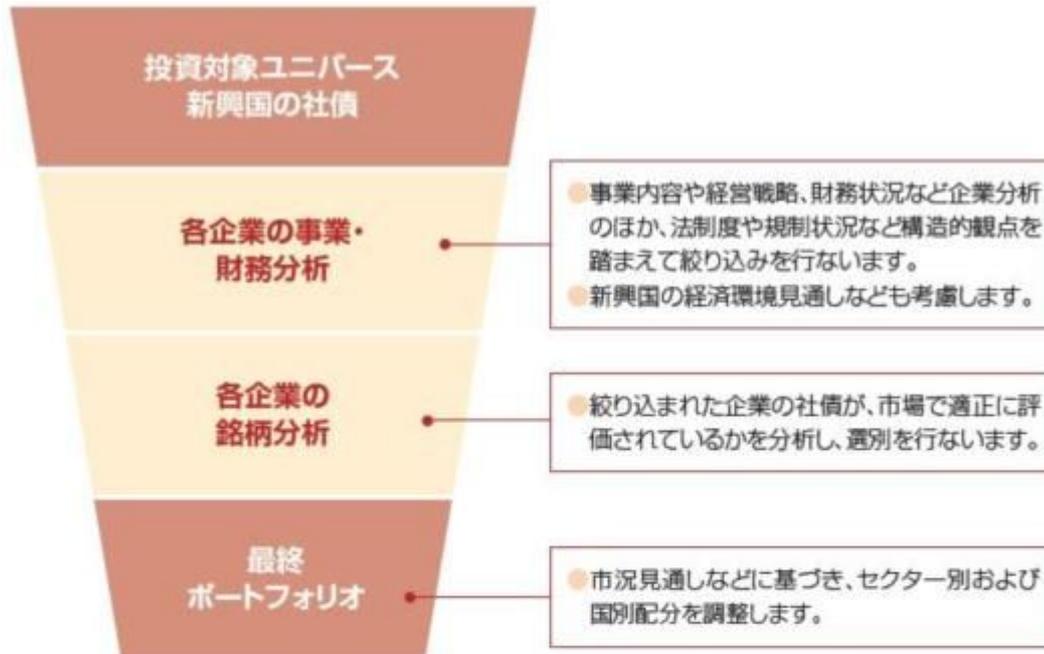
※グラフおよびデータは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

債券投資の運用プロセスについて

ステップ①
債券投資

- 当ファンドの主要投資対象である外国投資信託「EMサブIGハイインカム・コーポボンド・サブトラスト」の各クラスは、ブルーベイ・アセット・マネジメントが運用します。
- 最終的なポートフォリオの構築にあたっては、組入銘柄のデフォルト回避をめざしながら、銘柄の絞り込みを行ないます。

「EMサブIGハイインカム・コーポボンド・サブトラスト」の各クラスのポートフォリオ構築プロセス



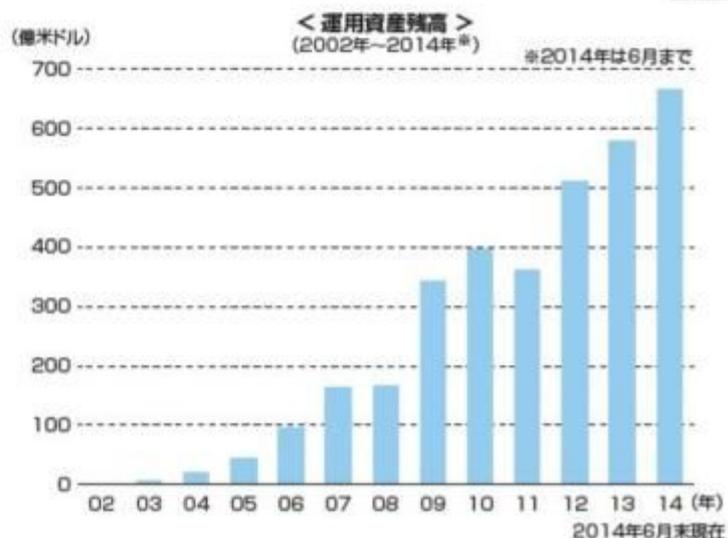
※市場動向などによっては、基準価額の下落を抑えるため、一時的にキャッシュ比率の引き上げやデリバティブ取引などを行なう場合があります。
※上記は2014年8月末現在のプロセスであり、将来変更される場合があります。

ブルーベイ・アセット・マネジメントについて



- ロンドンに本社を置く同社は、2001年、新興国債券やハイ・イールド債券などのクレジット債券運用に強みを持つ資産運用会社として設立されました。
- 同社は、2010年12月17日よりロイヤルバンクオブカナダ(RBC)の子会社となっています。
- 世界中の機関投資家および個人投資家向けの資産運用を行っており、設立後、資産運用残高は順調に拡大し、2014年6月末現在で約666億米ドル(約6.7兆円[※])となっています。

※2014年6月末の為替レート(1米ドル=101.33円)で換算



通貨投資について

ステップ①
通貨投資

- 当ファンドでは、各コースの通貨で為替取引(対米ドル)を行なうことにより、実質的に各コースの通貨で運用します。
※米ドル建て以外の債券を組入れた場合は、実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行なった上で、各コースの通貨で為替取引(対米ドル)を行ないます。



資源国3通貨について

「資源国3通貨コース」では、
新興国の経済成長に伴う資源需要の高まり、相対的に
高い金利水準などの観点から、ブラジルレアル、南アフリ
カランド、オーストラリアドルに着目し、3通貨に均等投資
します。

<ご参考>

	代表的な資源	金利水準 ^{※1}	格付 ^{※2}
 ブラジル	鉄鉱石、 さとうきび、 大豆 など	12.4%	Baa2
 南アフリカ	金、 ダイヤモンド、 レアメタル など	5.9%	Baa2
 オーストラリア	鉄鉱石、 小麦、 ボーキサイト など	2.2%	Aaa

※1 金利水準は、2015年2月末現在の各通貨の短期金利。
(各短期金利は、下グラフの指標を使用しています)

※2 上記は、2015年2月末現在のムーディーズ社による自国通貨建長期債務格付です。

為替取引によるプレミアム/コスト(金利差相当分)について

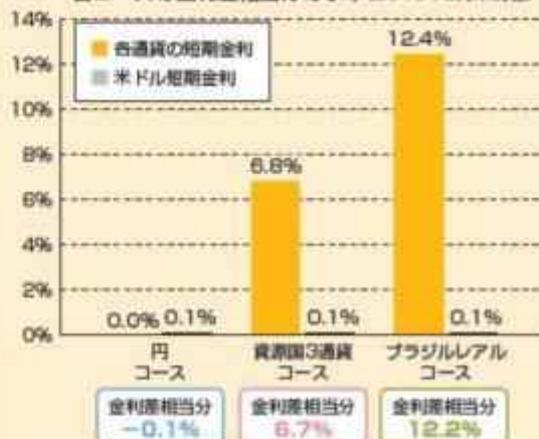
- 米ドルに対して為替取引を行なう場合、米ドルより金利が高い通貨で為替取引をする場合は、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が期待できます。一方、米ドルより金利が低い通貨で為替取引をする場合は、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が生じます。



※図はイメージです。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によっては対象通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性があります。

各コースの金利差相当分の水準(2015年2月末現在)

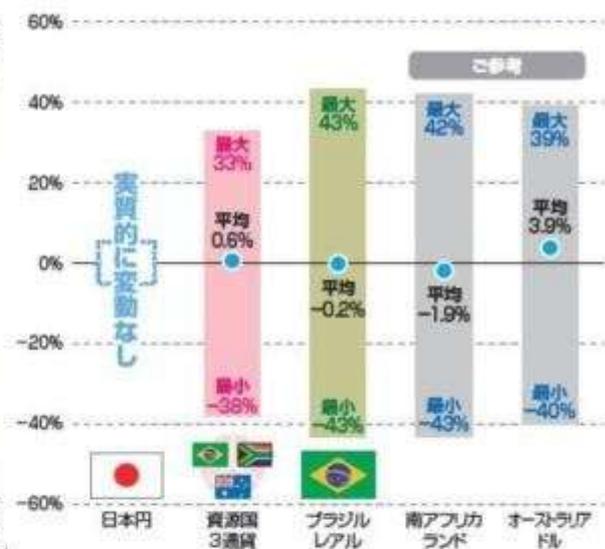


日本円:1ヵ月LIBOR、資源国3通貨:ブラジルレアル(CD(譲渡性預金証券)レート1ヵ月)、南アフリカランド(ヨハネスブルグ・インターバンク・アグリド・レート1ヵ月)、オーストラリアドル(1ヵ月物銀行手形金利)の平均値、ブラジルレアル:BRIC、米ドル:1ヵ月LIBOR
※小数点第2位以下切り捨て

※グラフおよびデータは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

※為替取引には、為替ヘッジ(米ドルを売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

為替(対円)の推移について

ステップ④
通貨投資【ご参考】各通貨の推移
(1999年12月末～2015年2月末)【ご参考】各通貨の年間騰落率
(2000年12月末～2015年2月末)

※資源国3通貨のデータは、ブラジルレアル、南アフリカランド、オーストラリアドルに均等に投資したと仮定して、日興アセットマネジメントが算出しています。
 ※上記右グラフは、各月末時点での年間騰落率を算出し、それぞれ最大、最小、平均の値を示しています。

信憑できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

ご参考

投資社債の利回りと各コースの金利差相当分
(2015年2月末現在)

※小数点第2位以下切り捨て

使用した数字は以下の通りです。

【投資社債の利回り】当ファンドの主要投資対象である外国投資信託「EMサブIGハイインカムコーポボンドサブトラスト」の最終利回り
 【各コースの金利差相当分】各コースの通貨の金利から米ドル金利(1ヵ月LIBOR)を差し引いて算出。
 日本円: 1ヵ月LIBOR、
 資源国3通貨: ブラジルレアル(CD(譲渡性預金証券)レート1ヵ月)、南アフリカランド(ヨハネスブルグインターバンクアグリドレート1ヵ月)、オーストラリアドル(1ヵ月物銀行手形金利)の平均値、
 ブラジルレアル: 既述

※金利差相当分は、資源国3通貨およびブラジルレアルと米ドル間の金利差水準によっては為替取引によるコストとなり、運用成果にマイナスに働くこともあります。

※実際の運用においては、為替取引時の手数料相当額などが金利差相当分に考慮されます。

※グラフおよびデータは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

※為替取引には、為替ヘッジ(米ドルを売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



<主な投資制限>

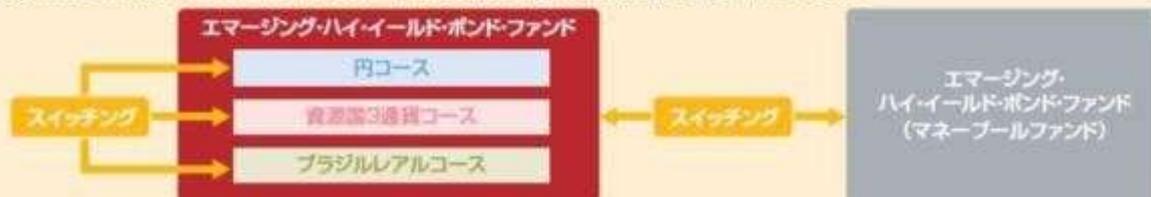
- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャルペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

<分配方針>

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご注意ください。

スイッチングについて / 全てのファンド間でスイッチングが可能です。*

* 販売会社によっては、スイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。



※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関して、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

「マネープールファンド」

特色

「マネー・アカウント・マザーファンド」ならびにわが国の国債および格付の高い公社債などに投資を行ない、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

●主に、「マネー・アカウント・マザーファンド」ならびにわが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、毎年2月と8月の各20日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行なうことをめざします。

※ファンド残高と比較して大きな金額の設定解約があった際などに、ファンド会計上の都合により、基準価額が変動する場合があります。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※「マネー・プールファンド」はスイッチング専用のファンドであり、直接購入いただくことはできません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※「マネー・プールファンド」はスイッチング専用のファンドであり、直接購入いただくことはできません。

<主な投資制限>

- ・株式への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

<分配方針>

- ・毎決算時に、分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

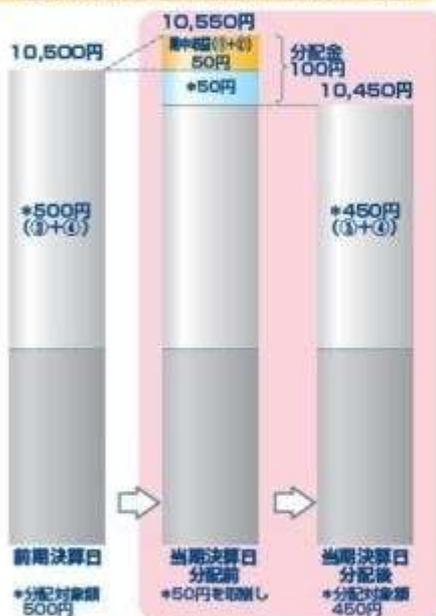
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



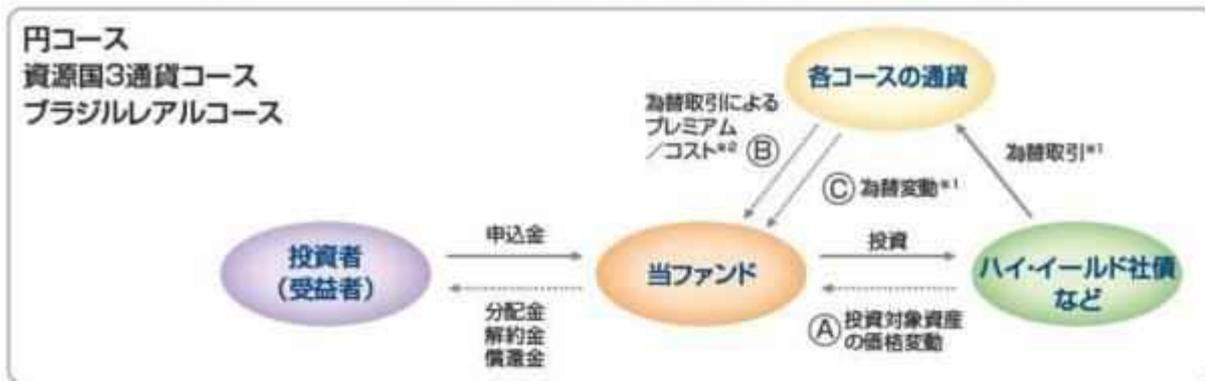
※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※1 円コースは、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。

※2 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

	① 収益の源泉 = 債券の値上がり/値下がり + 為替ヘッジプレミアム/コスト + 為替差益/差損		
円コース	収益を得られるケース	債券価格の上昇	ヘッジプレミアムの発生 円の金利 - 原資産通貨の加重平均金利 が プラス
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落	ヘッジコストの発生 円の金利 - 原資産通貨の加重平均金利 が マイナス
			原則として 為替ヘッジを行ない、 為替変動リスクの 低減を図ります。
	① 収益の源泉 = 債券の値上がり/値下がり + 為替取引によるプレミアム/コスト + 為替差益/差損		
資源国3通貨コース ブラジルリアルコース	収益を得られるケース	債券価格の上昇	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 各コースの通貨の金利* - 原資産通貨の加重平均金利 が プラス
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落	コスト(金利差相当分の費用)の発生 各コースの通貨の金利* - 原資産通貨の加重平均金利 が マイナス
			為替差益の発生 各コースの通貨に対して 円安
			為替差損の発生 各コースの通貨に対して 円高

*資源国3通貨コースは、3通貨の短期金利の平均値です。

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

※為替取引には、為替ヘッジ(米ドルを売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム/コスト」を「為替ヘッジプレミアム/コスト」といいます。

信託金限度額

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

- ・各ファンド毎に、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- <マネープールファンド>
- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

平成22年12月9日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

<マネープールファンド>

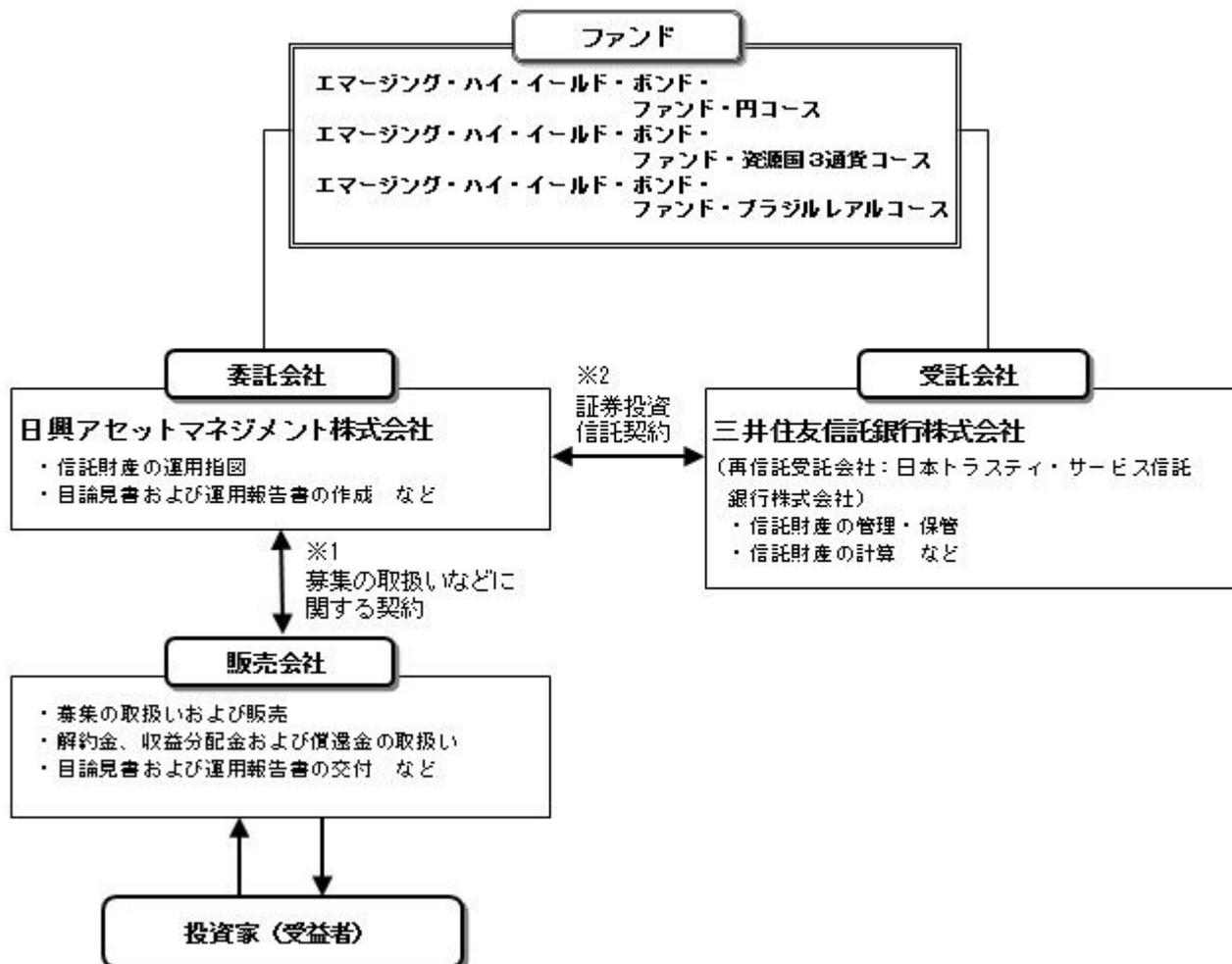
平成22年12月9日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

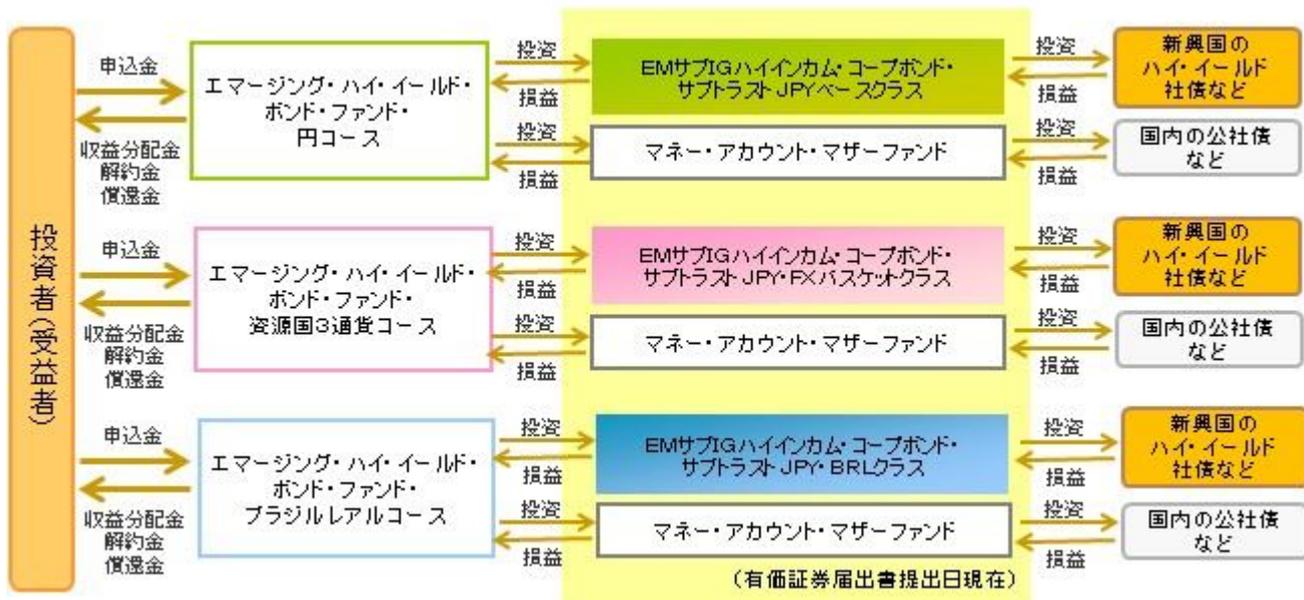
<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>



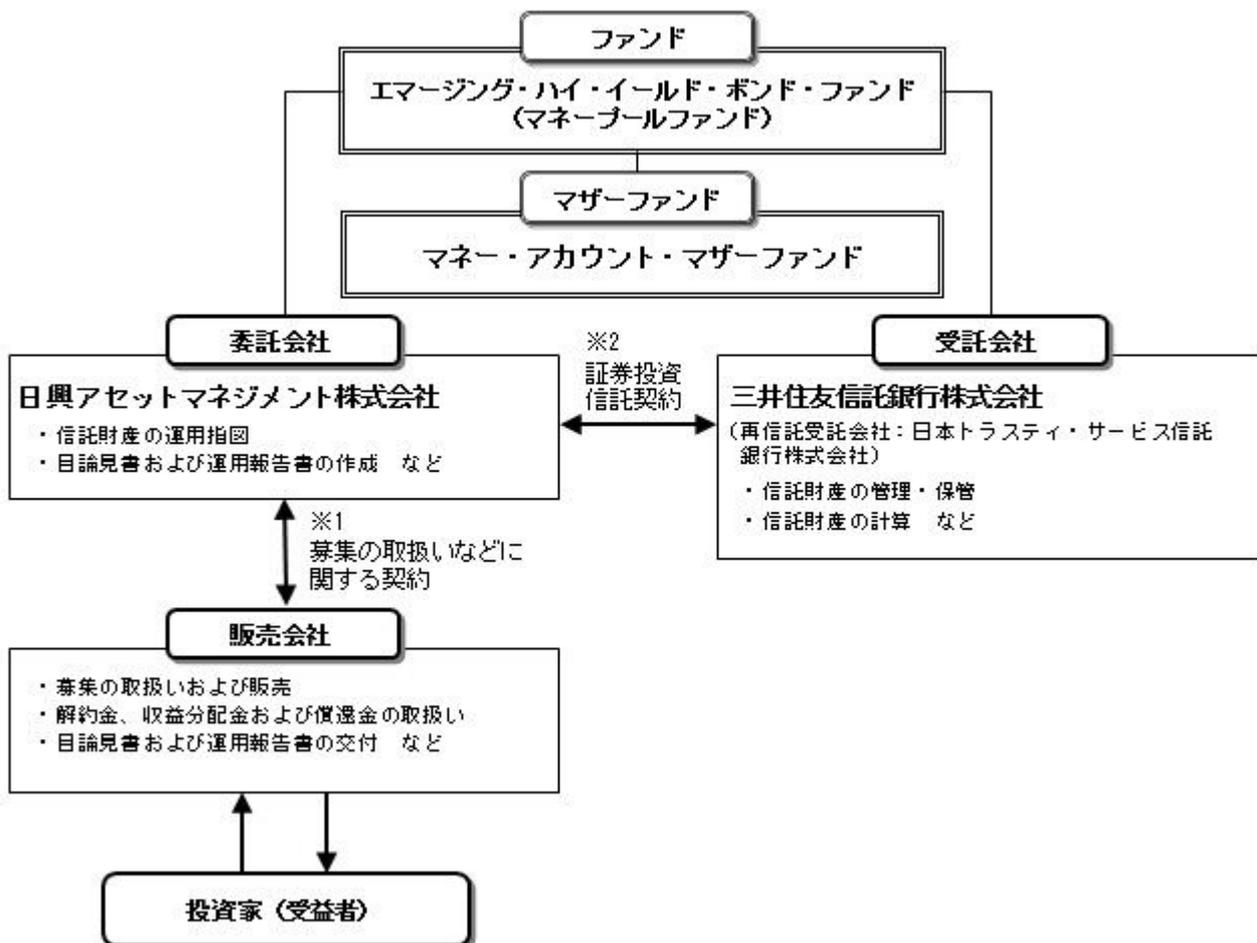
- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

「円コース」、「資源国3通貨コース」および「ブラジルリアルコース」は、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



< マネープールファンド >



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成27年2月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

- ・主として、新興国の高利回り社債を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<マネープールファンド>

- ・主として、「マネー・アカウント・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

投資対象とする投資信託証券の概要

- <EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPYベースクラス>(ケイマン籍円建外国投資信託)
- <EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPY・FXバスケットクラス>(ケイマン籍円建外国投資信託)
- <EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPY・BRLクラス>(ケイマン籍円建外国投資信託)

運用の基本方針

基本方針	安定的な利子収入の獲得および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	新興国の高利回り社債を主要投資対象とします。あわせて為替取引などを行ないます。
投資方針	<p><全クラス共通> 運用にあたっては、新興国の高利回り社債を主な投資対象とし、安定的な利子収入の獲得および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。米ドル建て以外の債券に投資した場合は、実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行なった上で、原則として各クラスの通貨に対して為替取引を行ないます。</p> <p><JPYベースクラス> 原則として、米ドル売り、日本円買いの為替ヘッジを行ないます。</p> <p><JPY・FXバスケットクラス> 原則として、米ドル売り、資源国通貨(ブラジルリアル・南アフリカランド・オーストラリアドル)買いの為替取引を行ないます。</p> <p><JPY・BRLクラス> 原則として、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行ないます。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資適格債券の組入比率は、原則として30%以内とします。 ・株式への投資は行ないません。
収益分配	原則として、毎月15日(休日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

ファンドに係る費用

信託報酬など	純資産総額に対し年率0.72%(国内における消費税等相当額はかかりません。) この他に、固定報酬として年額7,000米ドルがかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。

その他

運用会社	ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピー
信託期間	2160年11月15日まで

決算日	原則として、毎年6月30日
-----	---------------

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

<マネー・アカウント・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行いません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 外貨建資産への投資は行ないません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成21年10月30日設定）
決算日	毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日）

<マネープールファンド>

「マネー・アカウント・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として「マネー・アカウント・マザーファンド」受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)~8)の証券の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
- 11) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))で12)に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。))または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 14) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 15) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
次の取引ができます。

- 1) 信用取引
- 2) 先物取引等
- 3) スワップ取引
- 4) 金利先渡取引
- 5) 有価証券の貸付
- 6) 公社債の空売
- 7) 公社債の借入
- 8) 資金の借入

<マネー・アカウント・マザーファンド>

わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券(株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。)
- 2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。)
- 3) 金銭債権

4) 約束手形

5) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) 国債証券

2) 地方債証券

3) 特別の法律により法人の発行する債券

4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限ります。）

5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6) コマーシャル・ペーパー

7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの

8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

9) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

10) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

次の取引ができます。

1) 先物取引等

2) スワップ取引

3) 金利先渡取引

4) 有価証券の貸付

5) 公社債の空売

6) 公社債の借入

投資対象とするマザーファンドの概要

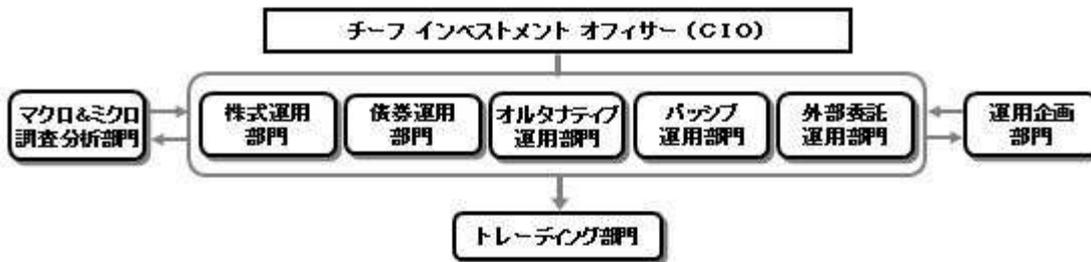
< マネー・アカウント・マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

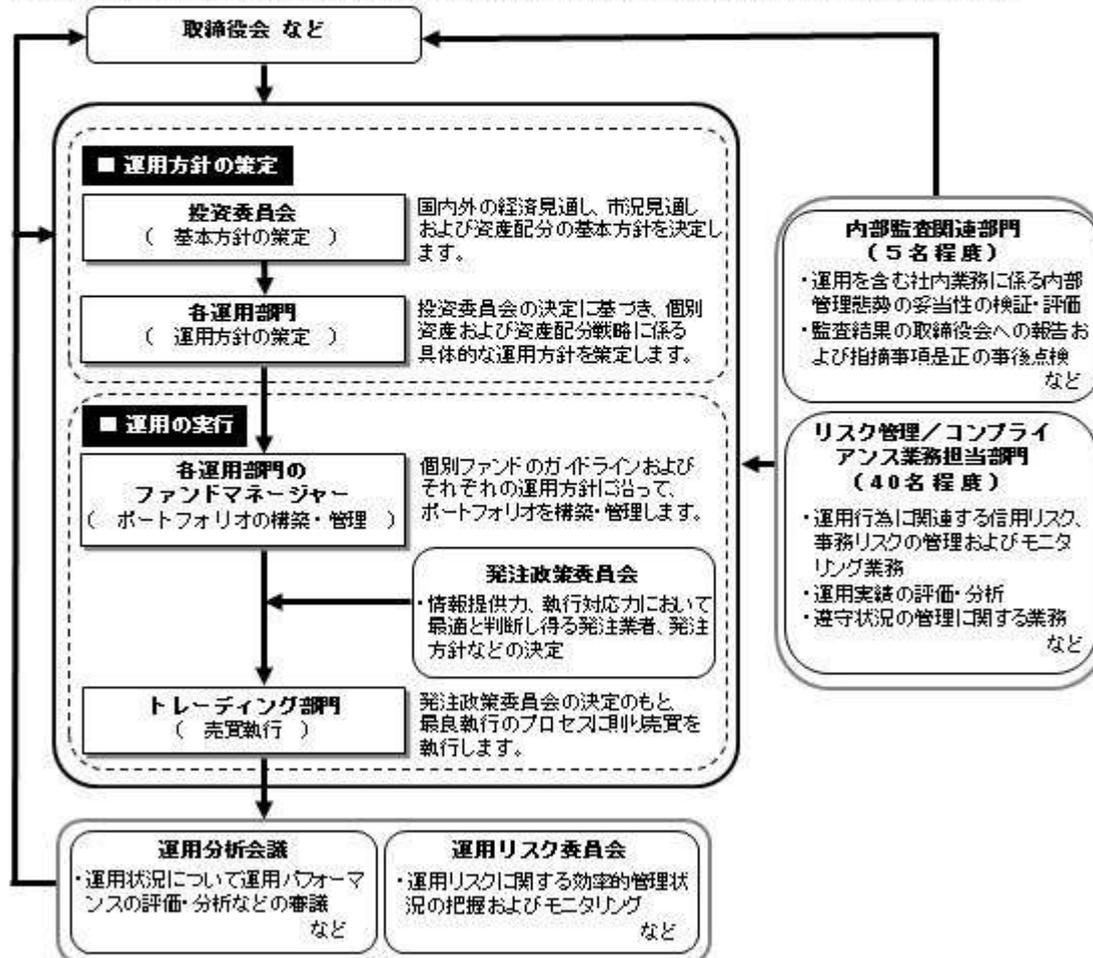
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への投資は行ないません。 ・ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成21年10月30日設定）
決算日	毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は平成27年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

収益配分方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての配分方針

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

<マネープールファンド>

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

< 円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース >

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

< マネープールファンド >

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。

2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券と上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

- 4) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
 - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が弁済される日からその翌営業日までとします。
- 14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法

により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< マネー・アカウント・マザーファンド >

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 4) わが国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 10) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

法令による投資制限

< マネープールファンド >

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

< 円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース >

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資

元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般にハイイールド債券は、上位に格付された債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じる可能性が高いと考えられます。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する有価証券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

円コース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が米ドルの金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・投資対象とする外国投資信託において米ドル建て以外の債券を組入れた場合は、実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行なった上で、円で為替ヘッジ(対米ドル)を行ないます。

資源国3通貨コース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、実質的に米ドル売り、資源国通貨(ブラジルレアル、南アフリカランド、オーストラリアドルの3通貨)買いの為替取引を行なうため、資源国通貨の対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が資源国通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によっては資源国通貨と米ドルの金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、資源国通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと資源国通貨の金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・投資対象とする外国投資信託において米ドル建て以外の債券を組入れた場合は、実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行なった上で、資源国通貨で為替取引(対米ドル)を行ないます。

- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
ブラジルレアルコース
 - ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、実質的に米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルレアルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルレアルと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ブラジルレアルの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとブラジルレアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
 - ・投資対象とする外国投資信託において米ドル建て以外の債券を組入れた場合は、実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行なった上で、ブラジルレアルで為替取引(対米ドル)を行ないます。
 - ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
カントリー・リスク
 - ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
 - ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
 - ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。
デリバティブリスク
- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<マネープールファンド>

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・ 一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・ 格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

< その他の留意事項 >

・ システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・ 投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・ 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

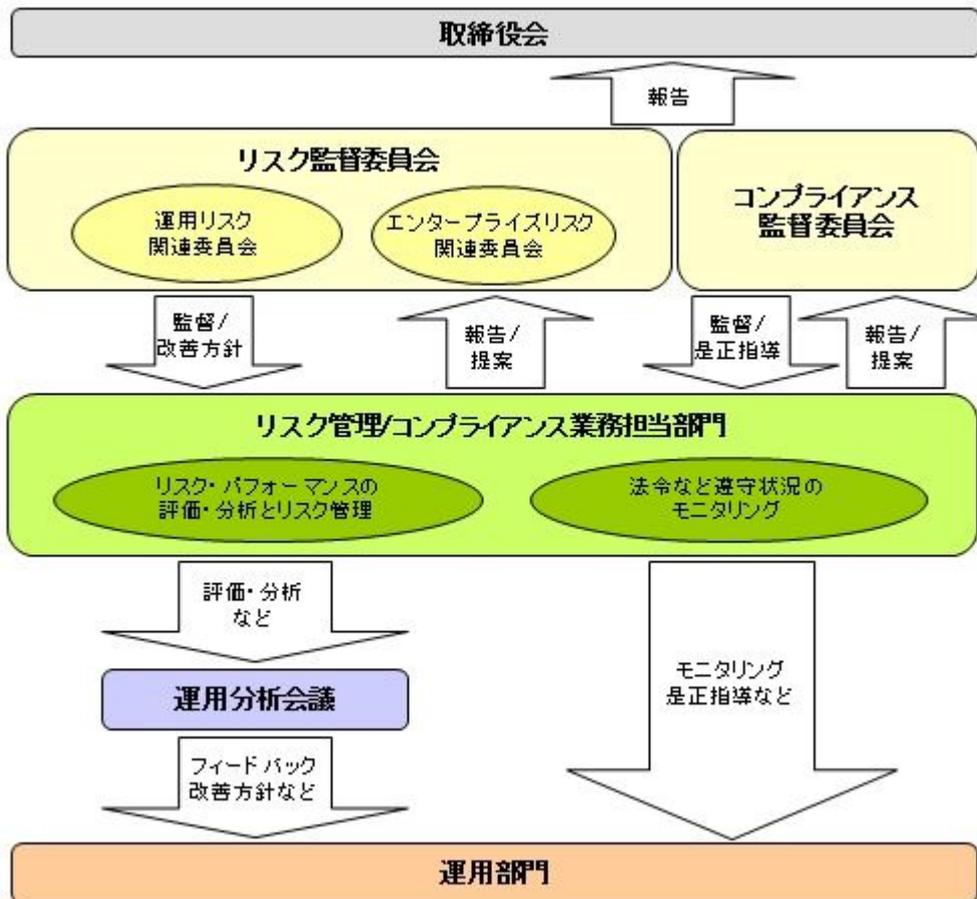
・ 運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制



全社的なリスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

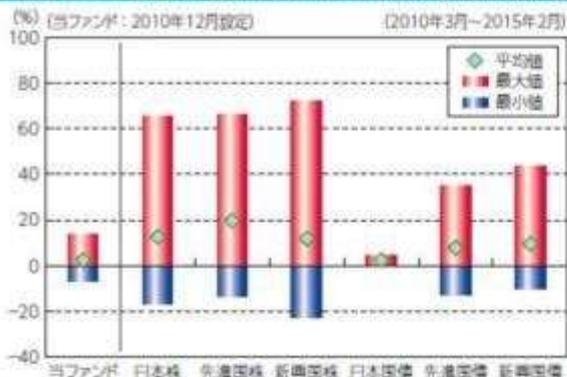
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成27年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

円コース

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.4%	12.5%	19.6%	11.8%	2.4%	7.8%	9.4%
最大値	13.8%	65.0%	65.7%	71.8%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-6.5%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-10.1%

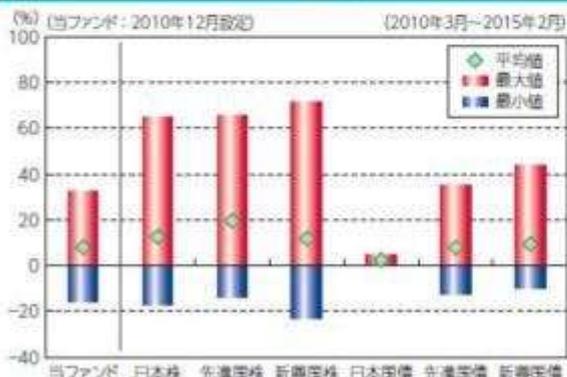
※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年3月から2015年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

資源国3通貨コース

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	8.0%	12.5%	19.6%	11.8%	2.4%	7.8%	9.4%
最大値	32.8%	65.0%	65.7%	71.8%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-16.0%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-10.1%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年3月から2015年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2010年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2010年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジルリアルコース

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	8.4%	12.5%	19.6%	11.8%	2.4%	7.8%	8.4%
最大値	36.1%	65.0%	65.7%	71.8%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-21.4%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-10.1%

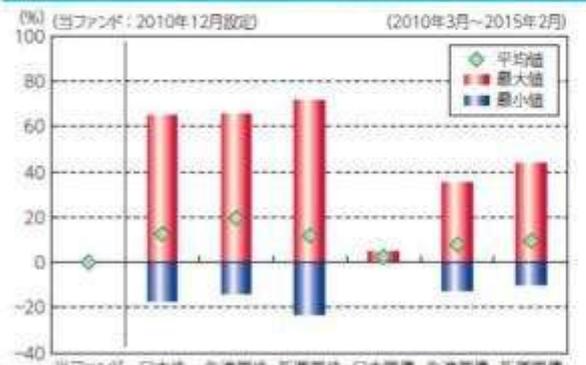
※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年3月から2015年2月の5年間の各月末における最近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは最近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

マネーパブルファンド

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.0%	12.5%	19.6%	11.8%	2.4%	7.8%	9.4%
最大値	0.1%	65.0%	65.7%	71.8%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	0.0%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-10.1%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年3月から2015年2月の5年間の各月末における最近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは最近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日本株 → 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 → MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 → MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

日本国債 → NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債 → シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 → JPMエルガンGBI-EMグローバル・ティバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

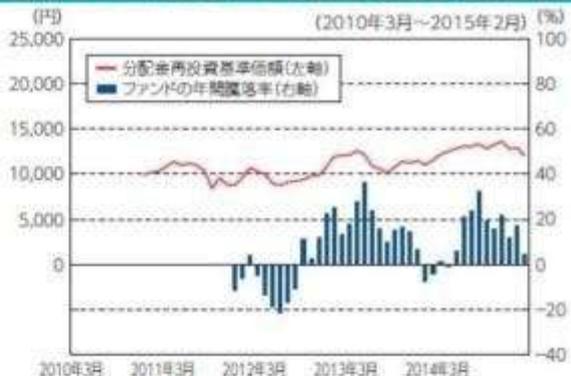
代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX、配当込)

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2010年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における最近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2010年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における最近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

当指数は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みます。)につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

・販売会社における申込手数料率は3.78%(税抜3.5%)が上限となっております。

<マネープールファンド>

・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

「マネープールファンド」の申込みは、他のファンドからのスイッチングの場合に限ります。

・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.1124%（税抜1.03%）
投資対象とする投資信託証券	0.72%程度
実質的負担	1.8324%（税抜1.75%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.1124%（税抜1.03%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.72%程度 がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.8324%（税抜1.75%）程度となります。

この他に、投資対象とする「EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPYベースクラス」、「EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPY・FXバスケットクラス」および「EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPY・BRLクラス」においては、固定報酬がかかります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

* 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.03%	0.30%	0.70%	0.03%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

<マネープールファンド>

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.594%（税抜0.55%）以内の率を乗じて得た額とします。

各月の最終営業日の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬率は、当該各月の最終5営業日間の当ファンドの基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コールレート」といいます。）の平均値に応じ、次の率とします。

<信託報酬の配分（年率）>

コールレートの平均値	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.6%以上のとき	0.550%	0.200%	0.300%	0.050%
0.4%以上0.6%未満のとき	0.300%	0.100%	0.150%	0.050%
0.2%以上0.4%未満のとき	0.150%	0.050%	0.075%	0.025%
0.1%以上0.2%未満のとき	0.060%	0.020%	0.030%	0.010%
0.1%未満のとき	当該コールレートの平均値に0.6を乗じて得た率	委託会社：販売会社：受託会社 = 2：3：1		

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

*なお、月中において、コールレートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率を、当該コールレートに応じて見直す場合があります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<マネープールファンド>

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とする投資信託証券に係る費用 >

- 「EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPYベースクラス」
- 「EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPY・FXバスケットクラス」
- 「EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPY・BRLクラス」
- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

「マネー・アカウント・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限りません。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限りません。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 平成28年1月1日以降 >

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り、)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り、)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

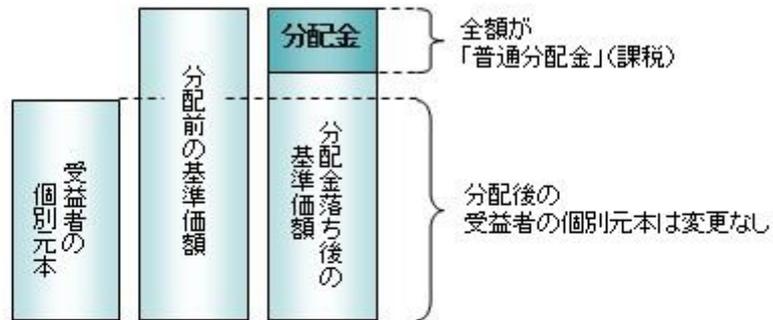
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

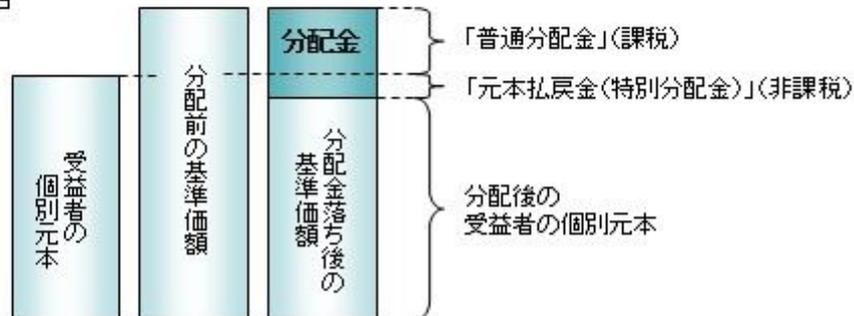
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成27年 5月20日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース】

以下の運用状況は2015年 2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,639,004,279	96.99
親投資信託受益証券	日本	1,679,150	0.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		49,212,960	2.91
合計(純資産総額)		1,689,896,389	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	--------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

ケイマン	投資信託受益証券	EMサブIEGハイインカム・コーポ ボンド・サブトラスト JPYベース クラス	2,173,457,472	0.74	1,629,295,445	0.75	1,639,004,279	96.99
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファン ド	1,672,128	1.0042	1,679,151	1.0042	1,679,150	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.99
親投資信託受益証券	0.10
合 計	97.09

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2011年 2月21日)	5,909	5,944	1.0078	1.0138
第2特定期間末 (2011年 8月22日)	9,711	9,770	0.9787	0.9847
第3特定期間末 (2012年 2月20日)	6,997	7,042	0.9367	0.9427
第4特定期間末 (2012年 8月20日)	5,330	5,364	0.9330	0.9390
第5特定期間末 (2013年 2月20日)	5,421	5,455	0.9550	0.9610
第6特定期間末 (2013年 8月20日)	4,826	4,860	0.8370	0.8430
第7特定期間末 (2014年 2月20日)	3,288	3,311	0.8336	0.8396
第8特定期間末 (2014年 8月20日)	2,617	2,636	0.8334	0.8394
第9特定期間末 (2015年 2月20日)	1,679	1,692	0.7644	0.7704
2014年 2月末日	3,252		0.8372	
3月末日	3,108		0.8370	
4月末日	3,158		0.8356	
5月末日	3,050		0.8482	
6月末日	2,857		0.8481	
7月末日	2,643		0.8380	
8月末日	2,579		0.8363	
9月末日	2,420		0.8177	

10月末日	2,349		0.8186
11月末日	2,214		0.8047
12月末日	1,889		0.7768
2015年 1月末日	1,770		0.7630
2月末日	1,689		0.7687

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2010年12月 9日～2011年 2月21日	0.0120
第2特定期間	2011年 2月22日～2011年 8月22日	0.0360
第3特定期間	2011年 8月23日～2012年 2月20日	0.0360
第4特定期間	2012年 2月21日～2012年 8月20日	0.0360
第5特定期間	2012年 8月21日～2013年 2月20日	0.0360
第6特定期間	2013年 2月21日～2013年 8月20日	0.0360
第7特定期間	2013年 8月21日～2014年 2月20日	0.0360
第8特定期間	2014年 2月21日～2014年 8月20日	0.0360
第9特定期間	2014年 8月21日～2015年 2月20日	0.0360

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2010年12月 9日～2011年 2月21日	1.98
第2特定期間	2011年 2月22日～2011年 8月22日	0.68
第3特定期間	2011年 8月23日～2012年 2月20日	0.61
第4特定期間	2012年 2月21日～2012年 8月20日	3.45
第5特定期間	2012年 8月21日～2013年 2月20日	6.22
第6特定期間	2013年 2月21日～2013年 8月20日	8.59
第7特定期間	2013年 8月21日～2014年 2月20日	3.89
第8特定期間	2014年 2月21日～2014年 8月20日	4.29
第9特定期間	2014年 8月21日～2015年 2月20日	3.96

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2010年12月 9日～2011年 2月21日	5,908,791,735	45,358,780
第2特定期間	2011年 2月22日～2011年 8月22日	5,806,163,838	1,747,468,799

第3特定期間	2011年 8月23日 ~ 2012年 2月20日	1,030,279,182	3,482,090,463
第4特定期間	2012年 2月21日 ~ 2012年 8月20日	795,898,524	2,553,199,529
第5特定期間	2012年 8月21日 ~ 2013年 2月20日	2,184,703,639	2,220,788,322
第6特定期間	2013年 2月21日 ~ 2013年 8月20日	1,609,496,491	1,520,151,094
第7特定期間	2013年 8月21日 ~ 2014年 2月20日	124,364,751	1,945,972,872
第8特定期間	2014年 2月21日 ~ 2014年 8月20日	382,105,606	1,185,675,164
第9特定期間	2014年 8月21日 ~ 2015年 2月20日	63,726,847	1,007,796,681

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース】

以下の運用状況は2015年 2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	3,740,692,878	97.48
親投資信託受益証券	日本	3,790,354	0.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		92,883,094	2.42
合計(純資産総額)		3,837,366,326	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	EMサブI Gハイインカム・コーポ ボンド・サブトラスト JPY・FX バスケットクラス	7,096,742,323	0.52	3,696,693,076	0.52	3,740,692,878	97.48
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファン ド	3,774,502	1.0042	3,790,355	1.0042	3,790,354	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.48
親投資信託受益証券	0.10
合計	97.58

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2011年 2月21日)	17,854	18,068	1.0022	1.0142
第2特定期間末 (2011年 8月22日)	32,924	33,362	0.9003	0.9123
第3特定期間末 (2012年 2月20日)	22,880	23,208	0.8380	0.8500
第4特定期間末 (2012年 8月20日)	16,312	16,575	0.7461	0.7581
第5特定期間末 (2013年 2月20日)	15,908	16,130	0.8594	0.8714
第6特定期間末 (2013年 8月20日)	10,647	10,842	0.6546	0.6666
第7特定期間末 (2014年 2月20日)	8,169	8,295	0.6487	0.6587
第8特定期間末 (2014年 8月20日)	5,851	5,939	0.6648	0.6748
第9特定期間末 (2015年 2月20日)	3,856	3,922	0.5852	0.5952
2014年 2月末日	7,819		0.6575	
3月末日	7,709		0.6768	
4月末日	7,432		0.6765	
5月末日	7,098		0.6826	
6月末日	6,686		0.6802	
7月末日	6,117		0.6715	
8月末日	5,802		0.6757	
9月末日	5,363		0.6471	
10月末日	5,212		0.6573	
11月末日	5,086		0.6762	
12月末日	4,458		0.6295	
2015年 1月末日	4,092		0.6028	
2月末日	3,837		0.5919	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2010年12月 9日～2011年 2月21日	0.0240
第2特定期間	2011年 2月22日～2011年 8月22日	0.0720
第3特定期間	2011年 8月23日～2012年 2月20日	0.0720

第4特定期間	2012年 2月21日～2012年 8月20日	0.0720
第5特定期間	2012年 8月21日～2013年 2月20日	0.0720
第6特定期間	2013年 2月21日～2013年 8月20日	0.0720
第7特定期間	2013年 8月21日～2014年 2月20日	0.0620
第8特定期間	2014年 2月21日～2014年 8月20日	0.0600
第9特定期間	2014年 8月21日～2015年 2月20日	0.0600

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2010年12月 9日～2011年 2月21日	2.62
第2特定期間	2011年 2月22日～2011年 8月22日	2.98
第3特定期間	2011年 8月23日～2012年 2月20日	1.08
第4特定期間	2012年 2月21日～2012年 8月20日	2.37
第5特定期間	2012年 8月21日～2013年 2月20日	24.84
第6特定期間	2013年 2月21日～2013年 8月20日	15.45
第7特定期間	2013年 8月21日～2014年 2月20日	8.57
第8特定期間	2014年 2月21日～2014年 8月20日	11.73
第9特定期間	2014年 8月21日～2015年 2月20日	2.95

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	2010年12月 9日～2011年 2月21日	17,823,988,490	9,052,348
第2特定期間	2011年 2月22日～2011年 8月22日	22,394,492,834	3,640,117,789
第3特定期間	2011年 8月23日～2012年 2月20日	238,895,140	9,503,969,389
第4特定期間	2012年 2月21日～2012年 8月20日	1,210,330,468	6,650,608,954
第5特定期間	2012年 8月21日～2013年 2月20日	4,286,213,892	7,639,675,074
第6特定期間	2013年 2月21日～2013年 8月20日	2,566,154,391	4,811,485,506
第7特定期間	2013年 8月21日～2014年 2月20日	746,118,870	4,418,158,590
第8特定期間	2014年 2月21日～2014年 8月20日	277,804,654	4,069,577,981
第9特定期間	2014年 8月21日～2015年 2月20日	292,265,122	2,502,484,145

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース】

以下の運用状況は2015年 2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	73,421,156,922	98.10
親投資信託受益証券	日本	74,507,404	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		1,345,161,325	1.80
合計（純資産総額）		74,840,825,651	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイマン	投資信託受益証券	EMサブI Gハイインカム・コーポ ボンド・サブトラスト J P Y ・ B R Lクラス	224,873,374,953	0.32	73,398,219,837	0.32	73,421,156,922	98.10
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	74,195,782	1.0042	74,507,405	1.0042	74,507,404	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.10
親投資信託受益証券	0.10
合計	98.20

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2011年 2月21日)	66,110	67,154	1.0127	1.0287

第2特定期間末	(2011年 8月22日)	158,367	161,159	0.9077	0.9237
第3特定期間末	(2012年 2月20日)	121,050	123,476	0.7983	0.8143
第4特定期間末	(2012年 8月20日)	104,052	106,339	0.6370	0.6510
第5特定期間末	(2013年 2月20日)	159,738	162,753	0.7417	0.7557
第6特定期間末	(2013年 8月20日)	142,733	146,570	0.5208	0.5348
第7特定期間末	(2014年 2月20日)	131,222	133,990	0.5216	0.5326
第8特定期間末	(2014年 8月20日)	109,026	111,263	0.5361	0.5471
第9特定期間末	(2015年 2月20日)	75,485	77,412	0.4309	0.4419
	2014年 2月末日	133,634		0.5344	
	3月末日	134,438		0.5526	
	4月末日	130,259		0.5553	
	5月末日	126,954		0.5577	
	6月末日	120,382		0.5595	
	7月末日	112,952		0.5462	
	8月末日	110,493		0.5465	
	9月末日	100,668		0.5150	
	10月末日	100,693		0.5195	
	11月末日	98,759		0.5243	
	12月末日	88,107		0.4807	
	2015年 1月末日	84,704		0.4739	
	2月末日	74,840		0.4309	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2010年12月 9日～2011年 2月21日	0.0320
第2特定期間	2011年 2月22日～2011年 8月22日	0.0960
第3特定期間	2011年 8月23日～2012年 2月20日	0.0960
第4特定期間	2012年 2月21日～2012年 8月20日	0.0940
第5特定期間	2012年 8月21日～2013年 2月20日	0.0840
第6特定期間	2013年 2月21日～2013年 8月20日	0.0840
第7特定期間	2013年 8月21日～2014年 2月20日	0.0690
第8特定期間	2014年 2月21日～2014年 8月20日	0.0660
第9特定期間	2014年 8月21日～2015年 2月20日	0.0660

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2010年12月 9日～2011年 2月21日	4.47
第2特定期間	2011年 2月22日～2011年 8月22日	0.89

第3特定期間	2011年 8月23日～2012年 2月20日	1.48
第4特定期間	2012年 2月21日～2012年 8月20日	8.43
第5特定期間	2012年 8月21日～2013年 2月20日	29.62
第6特定期間	2013年 2月21日～2013年 8月20日	18.46
第7特定期間	2013年 8月21日～2014年 2月20日	13.40
第8特定期間	2014年 2月21日～2014年 8月20日	15.43
第9特定期間	2014年 8月21日～2015年 2月20日	7.31

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	2010年12月 9日～2011年 2月21日	65,307,159,295	28,888,725
第2特定期間	2011年 2月22日～2011年 8月22日	117,897,456,969	8,712,855,223
第3特定期間	2011年 8月23日～2012年 2月20日	2,448,455,982	25,283,901,123
第4特定期間	2012年 2月21日～2012年 8月20日	33,011,912,931	21,280,147,944
第5特定期間	2012年 8月21日～2013年 2月20日	84,335,603,933	32,333,139,013
第6特定期間	2013年 2月21日～2013年 8月20日	101,231,756,496	42,514,080,561
第7特定期間	2013年 8月21日～2014年 2月20日	38,948,485,303	61,434,817,881
第8特定期間	2014年 2月21日～2014年 8月20日	16,459,359,033	64,668,335,550
第9特定期間	2014年 8月21日～2015年 2月20日	16,114,529,445	44,309,051,731

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(マネープールファンド)】

以下の運用状況は2015年 2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	76,553,426	100.70
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		529,386	0.70
合計(純資産総額)		76,024,040	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	76,233,247	1.0041	76,553,426	1.0042	76,553,426	100.70

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.70
合計	100.70

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2011年 2月21日)	10	10	1.0001	1.0001
第2計算期間末 (2011年 8月22日)	39	39	1.0002	1.0002
第3計算期間末 (2012年 2月20日)	381	381	1.0004	1.0004
第4計算期間末 (2012年 8月20日)	170	170	1.0006	1.0006
第5計算期間末 (2013年 2月20日)	74	74	1.0008	1.0008
第6計算期間末 (2013年 8月20日)	149	149	1.0010	1.0010
第7計算期間末 (2014年 2月20日)	156	156	1.0013	1.0013
第8計算期間末 (2014年 8月20日)	108	108	1.0014	1.0014
第9計算期間末 (2015年 2月20日)	70	70	1.0012	1.0012
2014年 2月末日	108		1.0013	
3月末日	101		1.0013	
4月末日	87		1.0013	
5月末日	105		1.0014	
6月末日	99		1.0013	
7月末日	96		1.0014	
8月末日	128		1.0014	
9月末日	102		1.0014	
10月末日	92		1.0014	

11月末日	49		1.0014
12月末日	80		1.0013
2015年 1月末日	94		1.0013
2月末日	76		1.0012

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2010年12月 9日～2011年 2月21日	0.0000
第2期	2011年 2月22日～2011年 8月22日	0.0000
第3期	2011年 8月23日～2012年 2月20日	0.0000
第4期	2012年 2月21日～2012年 8月20日	0.0000
第5期	2012年 8月21日～2013年 2月20日	0.0000
第6期	2013年 2月21日～2013年 8月20日	0.0000
第7期	2013年 8月21日～2014年 2月20日	0.0000
第8期	2014年 2月21日～2014年 8月20日	0.0000
第9期	2014年 8月21日～2015年 2月20日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2010年12月 9日～2011年 2月21日	0.01
第2期	2011年 2月22日～2011年 8月22日	0.01
第3期	2011年 8月23日～2012年 2月20日	0.02
第4期	2012年 2月21日～2012年 8月20日	0.02
第5期	2012年 8月21日～2013年 2月20日	0.02
第6期	2013年 2月21日～2013年 8月20日	0.02
第7期	2013年 8月21日～2014年 2月20日	0.03
第8期	2014年 2月21日～2014年 8月20日	0.01
第9期	2014年 8月21日～2015年 2月20日	0.02

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2010年12月 9日～2011年 2月21日	10,000,000	0
第2期	2011年 2月22日～2011年 8月22日	163,024,759	133,355,252
第3期	2011年 8月23日～2012年 2月20日	849,293,199	507,267,299

第4期	2012年 2月21日 ~ 2012年 8月20日	162,858,051	373,758,934
第5期	2012年 8月21日 ~ 2013年 2月20日	81,008,023	177,027,362
第6期	2013年 2月21日 ~ 2013年 8月20日	971,798,979	897,368,522
第7期	2013年 8月21日 ~ 2014年 2月20日	960,538,568	953,893,549
第8期	2014年 2月21日 ~ 2014年 8月20日	458,936,163	506,168,013
第9期	2014年 8月21日 ~ 2015年 2月20日	262,415,714	300,316,198

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

マネー・アカウント・マザーファンド

以下の運用状況は2015年 2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	569,999,943	80.82
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		135,290,340	19.18
合計(純資産総額)		705,290,283	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第497回国庫短期証券	220,000,000	100.00	220,000,000	100.00	220,000,000		2015/3/16	31.19
日本	国債証券	第502回国庫短期証券	220,000,000	100.00	220,000,000	100.00	220,000,000		2015/3/30	31.19
日本	国債証券	第500回国庫短期証券	130,000,000	99.99	129,999,943	99.99	129,999,943		2015/3/23	18.43

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	80.82
合計	80.82

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

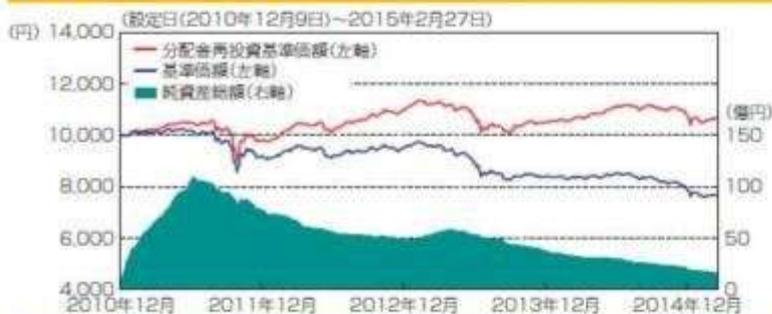
該当事項はありません。

参考情報

運用実績(円コース)

2015年2月27日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……………7,687円
純資産総額……………16.89億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2014年10月	2014年11月	2014年12月	2015年1月	2015年2月	直近1年間累計	設定来累計
60円	60円	60円	60円	60円	720円	3,000円

主要な資産の状況

資産構成比率

組入資産	比率
EMサブIGハイインカム・ コーポレートサブトラスト JPYベースクラス	99.9%
マネーアカウント・マザーファンド	0.1%

※投資先投資信託証券の総額に対する比率です。

EMサブIGハイインカム・コーポレートサブトラストの
ポートフォリオの内容

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:90)

	銘柄	国名	業種	比率
1	CEMEX 9 3/8% 10/22 セメックス	メキシコ	工業	4.0%
2	EEBCB 6 1/8% 11/21 ティーシーアイ・インターナショナル	コロンビア	公益	3.3%
3	MAFLAE 7 1/8% 10/49 MAFグループ	アラブ首長国	金融	3.0%
4	ISATJ 7 3/8% 07/20 インドサット	インドネシア	通信	2.9%
5	MPFL 5% 02/21 メルコクラウン・エンターテインメント	マカオ	消費財	2.8%
6	STATSP 4 1/2% 03/18 STATSチップバック	シンガポール	テクノロジー	2.6%
7	GFSLJ 4 7/8% 10/20 ゴールドフィールズ	南アフリカ	素材	2.4%
8	CSANBZ 8 1/4% 11/29/49 コザン	ブラジル	消費財	2.4%
9	DPWDU 6.85% 07/37 DPワールド	アラブ首長国	消費財	2.4%
10	PUMARN 6 3/4% 02/21 プーマエナジー	シンガポール	エネルギー	2.3%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※上記は、ブルーベアアセットマネジメントより提供された情報です。

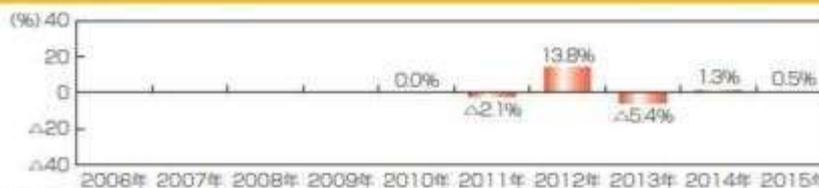
<ポートフォリオの特性値>

最終利回り	6.60%
直接利回り	6.42%
デュレーション	5.10年
平均格付	BB+

※利回りは信託報酬、手数料および税金などを考慮しておりませんので、投資家の皆様の実質的な投資成果を示すものでも将来得られる期待利回りを示すものでもありません。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。

※2015年は、2015年2月末までの騰落率です。

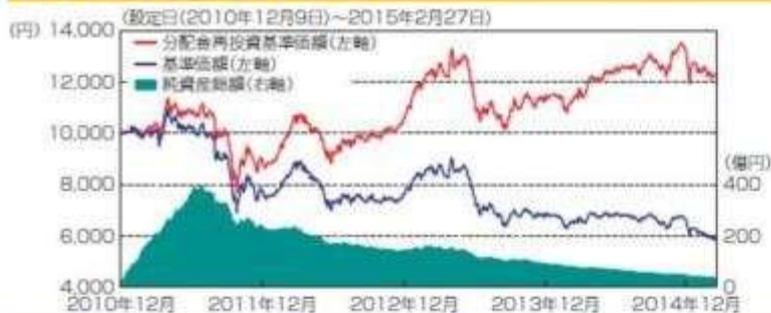
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(資源国3通貨コース)

2015年2月27日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……………5,919円
純資産総額……………38.37億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2014年10月	2014年11月	2014年12月	2015年1月	2015年2月	直近1年間累計	設定来累計
100円	100円	100円	100円	100円	1,200円	5,660円

主要な資産の状況

資産構成比率

組入資産	比率
EMサブIGハイインカム・ コーポレートサブトラスト JPY-FXバスケットクラス	99.9%
マネーアカウント・マザーファンド	0.1%

※投資先投資信託証券の総額に対する比率です。

EMサブIGハイインカム・コーポレートサブトラストの
ポートフォリオの内容

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:90)

	銘柄	国名	業種	比率
1	CEMEX 9 3/8% 10/22 セメックス	メキシコ	工業	4.0%
2	EEBCB 6 1/8% 11/21 ディージーアイ・インターナショナル	コロンビア	公益	3.3%
3	MAFLAE 7 1/8% 10/49 MAFグループ	アラブ首長国	金融	3.0%
4	ISATJ 7 3/8% 07/20 インドサット	インドネシア	通信	2.9%
5	MPFL 5% 02/21 メルコクラウン・エンターテインメント	マカオ	消費財	2.8%
6	STATSP 4 1/2% 03/18 STATSチップバック	シンガポール	テクノロジー	2.6%
7	GFSJ 4 7/8% 10/20 ゴールドフィールズ	南アフリカ	素材	2.4%
8	CSANBZ 8 1/4% 11/29/49 コザン	ブラジル	消費財	2.4%
9	DPWDJ 6.85% 07/37 DPワールド	アラブ首長国	消費財	2.4%
10	PUMAPN 6 3/4% 02/21 プーマエナジー	シンガポール	エネルギー	2.3%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※上記は、ブルーベイ・アセット・マネジメントより提供された情報です。

<ポートフォリオの特性値>

最終利回り	6.60%
直接利回り	6.42%
デュレーション	5.10年
平均格付	BB+

※利回りは信託報酬、手数料および税金などを考慮しておりませんので、投資家の皆様の実質的な投資成果を示すものでも将来得られる期待利回りを示すものでもありません。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。

※2015年は、2015年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(ブラジルリアルコース)

2015年2月27日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……………4,309円
純資産総額……………748.40億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2014年10月	2014年11月	2014年12月	2015年1月	2015年2月	直近1年間累計	設定来累計
110円	110円	110円	110円	110円	1,320円	6,870円

主要な資産の状況

資産構成比率

組入資産	比率
EMサブIGハイインカム・ コーポレートサブトラスト JPY-BRLクラス	99.9%
マネーアカウント・マザーファンド	0.1%

※投資先投資信託証券の総額に対する比率です。

EMサブIGハイインカム・コーポレートサブトラストの
ポートフォリオの内容

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:90)

	銘柄	国名	業種	比率
1	CEMEX 9 3/8% 10/22 セメックス	メキシコ	工業	4.0%
2	EEBCB 6 1/8% 11/21 ディージーアイインターナショナル	コロンビア	公益	3.3%
3	MAPJAE 7 1/8% 10/49 MAFグループ	アラブ首長国	金融	3.0%
4	ISATJ 7 3/8% 07/20 インドサット	インドネシア	通信	2.9%
5	MPJL 5% 02/21 メルコクラウン・エンターテインメント	マカオ	消費財	2.8%
6	STATSP 4 1/2% 03/18 STATSチップバック	シンガポール	テクノロジー	2.6%
7	GFSJ 4 7/8% 10/20 ゴールドフィールズ	南アフリカ	素材	2.4%
8	CSANBZ 8 1/4% 11/29/49 コザン	ブラジル	消費財	2.4%
9	DPWJ 6 8/8% 07/37 DPワールド	アラブ首長国	消費財	2.4%
10	PUMARN 6 3/4% 02/21 プーマエナジー	シンガポール	エネルギー	2.3%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※上記は、ブルーベイ・アセット・マネジメントより提供された情報です。

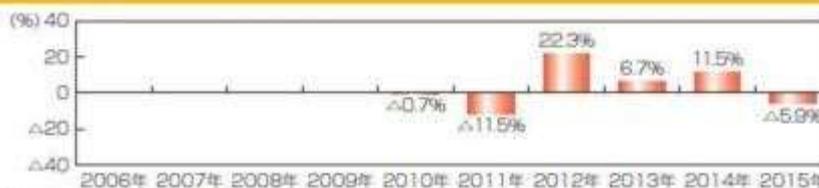
<ポートフォリオの特性値>

最終利回り	6.60%
直接利回り	6.42%
デュレーション	5.10年
平均格付	BB+

※利回りは信託報酬、手数料および税金などを考慮しておりませんので、投資家の皆様の実質的な投資成果を示すものでも将来得られる期待利回りを示すものでもありません。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。

※2015年は、2015年2月末までの騰落率です。

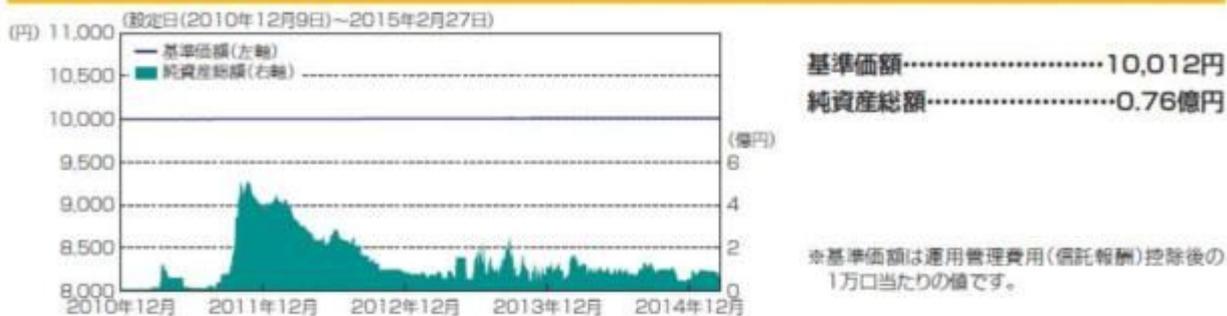
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(マネープールファンド)

2015年2月27日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移(税引前、1万口当たり)

2013年2月	2013年8月	2014年2月	2014年8月	2015年2月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
債券	81.4%
現金その他	18.6%

※当ファンドの実質組入比率です。

※「債券」には、現金取引を含む場合があります。

<組入上位銘柄>

当ファンド

銘柄	種類	償還期限	比率
マネーアカウントマザーファンド	親投資信託受益証券	-	100.7%

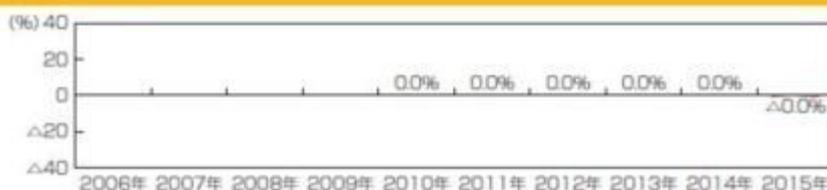
※当ファンドの対純資産総額比です。

マネーアカウントマザーファンド

銘柄	種類	償還期限	比率
第497回国庫短期証券	国債証券	2015年3月16日	31.2%
第502回国庫短期証券	国債証券	2015年3月30日	31.2%
第500回国庫短期証券	国債証券	2015年3月23日	18.4%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。

※2015年は、2015年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

- ・販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ・「マネープールファンド」の取得の申込みは、「円コース」、「資源国3通貨コース」、「ブラジルリアルコース」からのスイッチングの場合に限ります。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

販売会社によっては、スイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関して、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または12月24日に該当する場合は、取得の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

マネーボールファンド

スイッチングを伴う取得の申込みについて、スイッチング対象である上記各コースの取得申込不可日には受付を行ないません。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、

戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

<マネープールファンド>

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(マネープールファンド)

(11) 償還乗換

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額(手取額)の範囲内(単位型証券投資信託については、償還金額(手取額)とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または12月24日に該当する場合は、解約請求(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

マネープールファンド

スイッチングを伴う解約請求について、スイッチング対象である上記各コースの解約請求不可日には受付を行ないません。

*スイッチングを伴わない解約請求については、販売会社の営業日に受付を行ないます。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド(当ファンドを除きます。)が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース
 エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

<マネープールファンド>

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース
 エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース
 エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース
 エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（マネープールファンド）

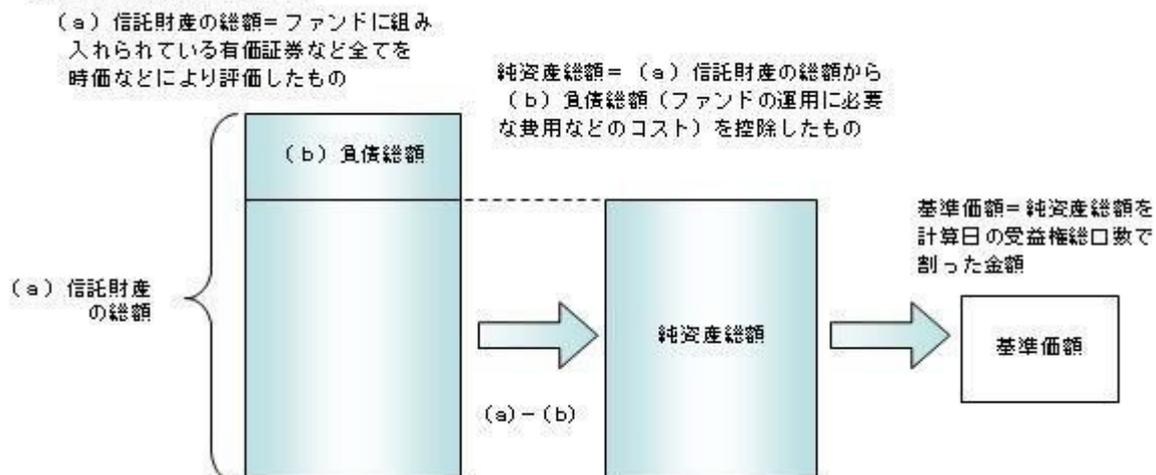
3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（「マネープールファンド」は受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

<マネープールファンド>

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- ・金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。)
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成32年8月20日までとします(平成22年12月9日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

<円コース、資源国3通貨コース、ブラジルリアルコース>

毎月21日から翌月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

<マネープールファンド>

毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

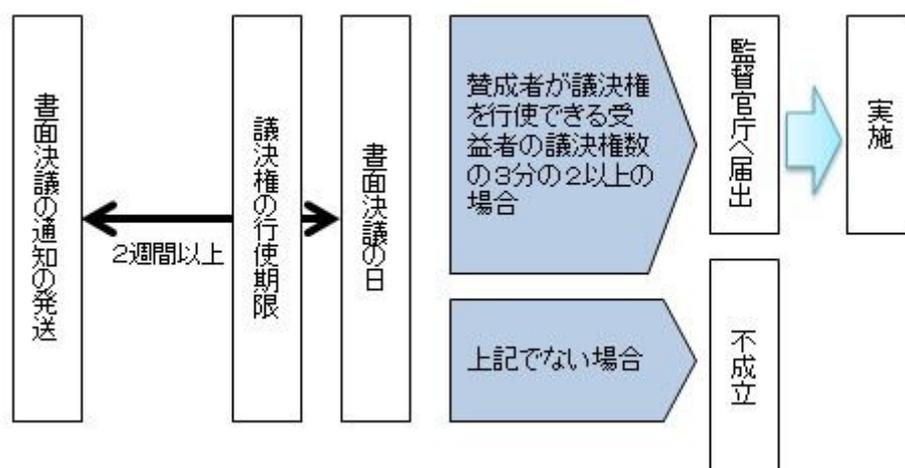
3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回(2月、8月)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース>

<エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース>

<エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成26年8月21日から平成27年2月20日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

<エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(マネープールファンド)>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成26年8月21日から平成27年2月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成26年 8月20日現在	当期 平成27年 2月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	107,718,376	66,480,029
投資信託受益証券	2,530,295,820	1,619,898,521
親投資信託受益証券	2,607,617	1,687,780
未収入金	6,447,112	9,071,445
未収利息	166	111
流動資産合計	2,647,069,091	1,697,137,886
資産合計	2,647,069,091	1,697,137,886
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,846,592	13,182,173
未払解約金	6,765,616	2,301,178
未払受託者報酬	67,875	48,268
未払委託者報酬	2,262,761	1,609,291
その他未払費用	1,387,428	579,686
流動負債合計	29,330,272	17,720,596
負債合計	29,330,272	17,720,596
純資産の部		
元本等		
元本	3,141,098,743	2,197,028,909
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	523,359,924	517,611,619
(分配準備積立金)	33,653,983	25,089,707
元本等合計	2,617,738,819	1,679,417,290
純資産合計	2,617,738,819	1,679,417,290
負債純資産合計	2,647,069,091	1,697,137,886

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期			
	自 至	平成26年 平成26年	2月21日 8月20日	自 至	平成26年 平成27年	8月21日 2月20日
営業収益						
受取配当金			147,002,027			108,653,550
受取利息			20,887			25,062
有価証券売買等損益			2,753,463			188,597,756
営業収益合計			149,776,377			79,919,144
営業費用						
受託者報酬			477,707			354,215
委託者報酬			15,925,550			11,809,237
その他費用			589,672			629,611
営業費用合計			16,992,929			12,793,063
営業利益又は営業損失()			132,783,448			92,712,207
経常利益又は経常損失()			132,783,448			92,712,207
当期純利益又は当期純損失()			132,783,448			92,712,207
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()			4,220,985			4,740,281
期首剰余金又は期首欠損金()			656,540,076			523,359,924
剰余金増加額又は欠損金減少額			190,805,584			200,426,339
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			190,805,584			200,426,339
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			-			-
剰余金減少額又は欠損金増加額			60,693,886			12,626,283
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			-			-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			60,693,886			12,626,283
分配金			125,494,009			94,079,825
期末剰余金又は期末欠損金()			523,359,924			517,611,619

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		前期 平成26年 8月20日現在	当期 平成27年 2月20日現在
1.	期首元本額	3,944,668,301円	3,141,098,743円
	期中追加設定元本額	382,105,606円	63,726,847円
	期中一部解約元本額	1,185,675,164円	1,007,796,681円
2.	受益権の総数	3,141,098,743口	2,197,028,909口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	523,359,924円	517,611,619円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日		当期 自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 平成26年 2月21日 至 平成26年 3月20日		自 平成26年 8月21日 至 平成26年 9月22日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	23,432,668円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 18,042,299円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金	85,912,826円	C 信託約款に定める収益調整金 72,083,458円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	36,071,452円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 32,140,711円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	145,416,946円	E 分配対象収益(A+B+C+D) 122,266,468円
F	分配対象収益(1万口当たり)	389円	F 分配対象収益(1万口当たり) 406円
G	分配金額	22,394,936円	G 分配金額 18,049,854円
H	分配金額(1万口当たり)	60円	H 分配金額(1万口当たり) 60円
自 平成26年 3月21日 至 平成26年 4月21日		自 平成26年 9月23日 至 平成26年10月20日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	23,702,796円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 17,679,692円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円

C	信託約款に定める収益調整金	84,104,969円	C	信託約款に定める収益調整金	69,080,148円
D	信託約款に定める分配準備積立金	36,251,628円	D	信託約款に定める分配準備積立金	30,542,478円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	144,059,393円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	117,302,318円
F	分配対象収益(1万口当たり)	394円	F	分配対象収益(1万口当たり)	407円
G	分配金額	21,909,072円	G	分配金額	17,254,127円
H	分配金額(1万口当たり)	60円	H	分配金額(1万口当たり)	60円
	自 平成26年 4月22日			自 平成26年10月21日	
	至 平成26年 5月20日			至 平成26年11月20日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	24,315,500円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	16,808,869円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	86,181,432円	C	信託約款に定める収益調整金	66,679,560円
D	信託約款に定める分配準備積立金	36,375,156円	D	信託約款に定める分配準備積立金	29,703,853円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	146,872,088円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	113,192,282円
F	分配対象収益(1万口当たり)	400円	F	分配対象収益(1万口当たり)	408円
G	分配金額	21,981,901円	G	分配金額	16,621,988円
H	分配金額(1万口当たり)	60円	H	分配金額(1万口当たり)	60円
	自 平成26年 5月21日			自 平成26年11月21日	
	至 平成26年 6月20日			至 平成26年12月22日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	22,575,283円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,669,173円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	84,172,532円	C	信託約款に定める収益調整金	58,514,780円
D	信託約款に定める分配準備積立金	36,103,248円	D	信託約款に定める分配準備積立金	26,179,034円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	142,851,063円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	99,362,987円
F	分配対象収益(1万口当たり)	404円	F	分配対象収益(1万口当たり)	408円
G	分配金額	21,169,695円	G	分配金額	14,577,703円
H	分配金額(1万口当たり)	60円	H	分配金額(1万口当たり)	60円
	自 平成26年 6月21日			自 平成26年12月23日	
	至 平成26年 7月22日			至 平成27年 1月20日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	19,173,184円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,861,702円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	76,360,508円	C	信託約款に定める収益調整金	57,844,281円
D	信託約款に定める分配準備積立金	33,954,200円	D	信託約款に定める分配準備積立金	25,872,433円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	129,487,892円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	98,578,416円
F	分配対象収益(1万口当たり)	404円	F	分配対象収益(1万口当たり)	410円
G	分配金額	19,191,813円	G	分配金額	14,393,980円
H	分配金額(1万口当たり)	60円	H	分配金額(1万口当たり)	60円
	自 平成26年 7月23日			自 平成27年 1月21日	
	至 平成26年 8月20日			至 平成27年 2月20日	

A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	19,355,808円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	14,318,057円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	75,167,360円	C 信託約款に定める収益調整金	53,143,160円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	33,144,767円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	23,953,823円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	127,667,935円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	91,415,040円
F 分配対象収益(1万口当たり)	406円	F 分配対象収益(1万口当たり)	416円
G 分配金額	18,846,592円	G 分配金額	13,182,173円
H 分配金額(1万口当たり)	60円	H 分配金額(1万口当たり)	60円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日	当期 自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成26年 8月20日現在	当期 平成27年 2月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

	<p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

（有価証券に関する注記）

前期（平成26年 8月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,492,756
親投資信託受益証券	1
合計	17,492,757

当期（平成27年 2月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	14,599,832
親投資信託受益証券	1
合計	14,599,831

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成26年 8月20日現在		当期 平成27年 2月20日現在	
1口当たり純資産額	0.8334円	1口当たり純資産額	0.7644円
(1万口当たり純資産額)	(8,334円)	(1万口当たり純資産額)	(7,644円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	EMサブIGハイインカム・コーポンド・サブトラスト JPYベースクラス	2,161,017,238	1,619,898,521	
投資信託受益証券 合計		2,161,017,238	1,619,898,521	
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	1,680,721	1,687,780	
親投資信託受益証券 合計		1,680,721	1,687,780	
合計		2,162,697,959	1,621,586,301	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成26年 8月20日現在	当期 平成27年 2月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	282,416,389	212,322,188
投資信託受益証券	5,735,193,864	3,763,704,500
親投資信託受益証券	5,786,702	3,912,874
未収入金	6,020,088	17,430,324
未収利息	436	357
流動資産合計	6,029,417,479	3,997,370,243
資産合計	6,029,417,479	3,997,370,243
負債の部		
流動負債		
未払金	33,878,940	13,532,404
未払収益分配金	88,013,531	65,911,340
未払解約金	49,154,427	56,486,606
未払受託者報酬	155,444	111,998
未払委託者報酬	5,181,742	3,733,711
その他未払費用	1,578,681	672,136
流動負債合計	177,962,765	140,448,195
負債合計	177,962,765	140,448,195
純資産の部		
元本等		
元本	8,801,353,108	6,591,134,085
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,949,898,394	2,734,212,037
（分配準備積立金）	489,253,590	485,855,781
元本等合計	5,851,454,714	3,856,922,048
純資産合計	5,851,454,714	3,856,922,048
負債純資産合計	6,029,417,479	3,997,370,243

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期			
	自 至	平成26年 平成26年	2月21日 8月20日	自 至	平成26年 平成27年	8月21日 2月20日
営業収益						
受取配当金			839,788,072			627,987,282
受取利息			52,175			42,070
有価証券売買等損益			39,498,598			717,198,562
営業収益合計			879,338,845			89,169,210
営業費用						
受託者報酬			1,130,645			806,738
委託者報酬			37,690,022			26,893,234
その他費用			691,725			785,570
営業費用合計			39,512,392			28,485,542
営業利益又は営業損失()			839,826,453			117,654,752
経常利益又は経常損失()			839,826,453			117,654,752
当期純利益又は当期純損失()			839,826,453			117,654,752
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()			27,755,735			2,183,905
期首剰余金又は期首欠損金()			4,423,602,412			2,949,898,394
剰余金増加額又は欠損金減少額			1,365,980,946			885,265,099
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			1,365,980,946			885,265,099
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			-			-
剰余金減少額又は欠損金増加額			91,506,341			103,574,680
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			-			-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			91,506,341			103,574,680
分配金			612,841,305			446,165,405
期末剰余金又は期末欠損金()			2,949,898,394			2,734,212,037

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		前期 平成26年 8月20日現在	当期 平成27年 2月20日現在
1.	期首元本額	12,593,126,435円	8,801,353,108円
	期中追加設定元本額	277,804,654円	292,265,122円
	期中一部解約元本額	4,069,577,981円	2,502,484,145円
2.	受益権の総数	8,801,353,108口	6,591,134,085口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,949,898,394円	2,734,212,037円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日		当期 自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 平成26年 2月21日 至 平成26年 3月20日		自 平成26年 8月21日 至 平成26年 9月22日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	148,415,049円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 108,753,106円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金	430,766,996円	C 信託約款に定める収益調整金 329,292,093円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	438,906,800円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 460,469,453円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	1,018,088,845円	E 分配対象収益(A+B+C+D) 898,514,652円
F	分配対象収益(1万口当たり)	890円	F 分配対象収益(1万口当たり) 1,074円
G	分配金額	114,386,529円	G 分配金額 83,627,725円
H	分配金額(1万口当たり)	100円	H 分配金額(1万口当たり) 100円
自 平成26年 3月21日 至 平成26年 4月21日		自 平成26年 9月23日 至 平成26年10月20日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	148,963,882円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 106,211,389円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円

C	信託約款に定める収益調整金	422,842,743円	C	信託約款に定める収益調整金	316,136,747円
D	信託約款に定める分配準備積立金	458,514,915円	D	信託約款に定める分配準備積立金	462,919,163円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	1,030,321,540円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	885,267,299円
F	分配対象収益(1万口当たり)	923円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,107円
G	分配金額	111,556,413円	G	分配金額	79,950,326円
H	分配金額(1万口当たり)	100円	H	分配金額(1万口当たり)	100円
	自 平成26年 4月22日			自 平成26年10月21日	
	至 平成26年 5月20日			至 平成26年11月20日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	137,691,446円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	104,713,972円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	402,360,638円	C	信託約款に定める収益調整金	303,321,911円
D	信託約款に定める分配準備積立金	467,703,059円	D	信託約款に定める分配準備積立金	463,475,355円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	1,007,755,143円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	871,511,238円
F	分配対象収益(1万口当たり)	954円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,144円
G	分配金額	105,614,954円	G	分配金額	76,123,364円
H	分配金額(1万口当たり)	100円	H	分配金額(1万口当たり)	100円
	自 平成26年 5月21日			自 平成26年11月21日	
	至 平成26年 6月20日			至 平成26年12月22日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	129,630,661円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	94,262,159円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	379,492,786円	C	信託約款に定める収益調整金	284,421,567円
D	信託約款に定める分配準備積立金	468,961,077円	D	信託約款に定める分配準備積立金	454,706,320円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	978,084,524円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	833,390,046円
F	分配対象収益(1万口当たり)	984円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,178円
G	分配金額	99,325,885円	G	分配金額	70,732,679円
H	分配金額(1万口当たり)	100円	H	分配金額(1万口当たり)	100円
	自 平成26年 6月21日			自 平成26年12月23日	
	至 平成26年 7月22日			至 平成27年 1月20日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	120,619,005円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	94,554,481円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	363,010,549円	C	信託約款に定める収益調整金	285,343,723円
D	信託約款に定める分配準備積立金	468,167,093円	D	信託約款に定める分配準備積立金	467,479,807円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	951,796,647円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	847,378,011円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,013円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,213円
G	分配金額	93,943,993円	G	分配金額	69,819,971円
H	分配金額(1万口当たり)	100円	H	分配金額(1万口当たり)	100円
	自 平成26年 7月23日			自 平成27年 1月21日	
	至 平成26年 8月20日			至 平成27年 2月20日	

A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	115,468,061円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	89,722,250円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	341,919,290円	C 信託約款に定める収益調整金	271,994,645円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	461,799,060円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	462,044,871円
E 分配対象収益(A+B+C+D)	919,186,411円	E 分配対象収益(A+B+C+D)	823,761,766円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,044円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,249円
G 分配金額	88,013,531円	G 分配金額	65,911,340円
H 分配金額(1万口当たり)	100円	H 分配金額(1万口当たり)	100円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日	当期 自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成26年 8月20日現在	当期 平成27年 2月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

	<p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

（有価証券に関する注記）

前期（平成26年 8月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	37,166,330
親投資信託受益証券	1
合計	37,166,331

当期（平成27年 2月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	133,628,229
親投資信託受益証券	389
合計	133,627,840

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 平成26年 8月20日現在		当期 平成27年 2月20日現在	
1口当たり純資産額	0.6648円	1口当たり純資産額	0.5852円
(1万口当たり純資産額)	(6,648円)	(1万口当たり純資産額)	(5,852円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	E MサブI Gハイインカム・コーポンド・サブトラスト J P Y ・ F Xバスケットクラス	7,225,387,791	3,763,704,500	
投資信託受益証券 合計		7,225,387,791	3,763,704,500	
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	3,896,509	3,912,874	
親投資信託受益証券 合計		3,896,509	3,912,874	
合計		7,229,284,300	3,767,617,374	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成26年 8月20日現在	当期 平成27年 2月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,076,873,487	4,352,396,176
投資信託受益証券	107,261,100,242	74,183,307,119
親投資信託受益証券	106,920,043	77,716,604
未収入金	141,962,991	171,280,646
未収利息	7,850	7,320
流動資産合計	112,586,864,613	78,784,707,865
資産合計	112,586,864,613	78,784,707,865
負債の部		
流動負債		
未払金	631,376,008	656,576,160
未払収益分配金	2,237,224,263	1,927,084,517
未払解約金	589,500,157	635,878,240
未払受託者報酬	2,861,464	2,254,515
未払委託者報酬	95,382,500	75,150,918
その他未払費用	3,930,161	1,873,477
流動負債合計	3,560,274,553	3,298,817,827
負債合計	3,560,274,553	3,298,817,827
純資産の部		
元本等		
元本	203,384,023,922	175,189,501,636
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	94,357,433,862	99,703,611,598
（分配準備積立金）	19,121,508,961	18,845,056,356
元本等合計	109,026,590,060	75,485,890,038
純資産合計	109,026,590,060	75,485,890,038
負債純資産合計	112,586,864,613	78,784,707,865

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期			
	自 至	平成26年 平成26年	2月21日 8月20日	自 至	平成26年 平成27年	8月21日 2月20日
営業収益						
受取配当金			21,029,216,979			16,970,552,017
受取利息			825,293			690,827
有価証券売買等損益			1,151,159,502			23,362,366,943
営業収益合計			19,878,882,770			6,391,124,099
営業費用						
受託者報酬			19,990,380			15,582,055
委託者報酬			666,348,157			519,403,939
その他費用			4,767,601			4,050,268
営業費用合計			691,106,138			539,036,262
営業利益又は営業損失()			19,187,776,632			6,930,160,361
経常利益又は経常損失()			19,187,776,632			6,930,160,361
当期純利益又は当期純損失()			19,187,776,632			6,930,160,361
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()			621,976,499			97,876,810
期首剰余金又は期首欠損金()			120,370,145,459			94,357,433,862
剰余金増加額又は欠損金減少額			29,657,863,614			21,967,351,489
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			29,657,863,614			21,967,351,489
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			-			-
剰余金減少額又は欠損金増加額			7,448,880,986			7,971,349,196
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			-			-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			7,448,880,986			7,971,349,196
分配金			14,762,071,164			12,314,142,858
期末剰余金又は期末欠損金()			94,357,433,862			99,703,611,598

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		前期 平成26年 8月20日現在	当期 平成27年 2月20日現在
1.	期首元本額	251,593,000,439円	203,384,023,922円
	期中追加設定元本額	16,459,359,033円	16,114,529,445円
	期中一部解約元本額	64,668,335,550円	44,309,051,731円
2.	受益権の総数	203,384,023,922口	175,189,501,636口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	94,357,433,862円	99,703,611,598円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日		当期 自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 平成26年 2月21日 至 平成26年 3月20日		自 平成26年 8月21日 至 平成26年 9月22日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,794,678,246円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 2,775,007,071円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金	19,323,865,131円	C 信託約款に定める収益調整金 16,828,678,246円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	18,315,312,743円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 18,188,161,915円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	42,433,856,120円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 37,791,847,232円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,740円	F 分配対象収益(1万口当たり) 1,930円
G	分配金額	2,681,780,095円	G 分配金額 2,153,605,089円
H	分配金額(1万口当たり)	110円	H 分配金額(1万口当たり) 110円
自 平成26年 3月21日 至 平成26年 4月21日		自 平成26年 9月23日 至 平成26年10月20日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,371,191,642円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 2,811,668,414円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円

C	信託約款に定める収益調整金	19,028,490,172円	C	信託約款に定める収益調整金	17,081,456,644円
D	信託約款に定める分配準備積立金	19,646,815,671円	D	信託約款に定める分配準備積立金	18,306,888,801円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	42,046,497,485円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	38,200,013,859円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,772円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,965円
G	分配金額	2,608,737,464円	G	分配金額	2,138,266,422円
H	分配金額(1万口当たり)	110円	H	分配金額(1万口当たり)	110円
	自 平成26年 4月22日			自 平成26年10月21日	
	至 平成26年 5月20日			至 平成26年11月20日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,245,567,759円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,792,141,820円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	18,772,385,489円	C	信託約款に定める収益調整金	16,972,197,693円
D	信託約款に定める分配準備積立金	19,566,459,555円	D	信託約款に定める分配準備積立金	18,176,044,580円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	41,584,412,803円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	37,940,384,093円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,804円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,002円
G	分配金額	2,535,549,285円	G	分配金額	2,083,916,261円
H	分配金額(1万口当たり)	110円	H	分配金額(1万口当たり)	110円
	自 平成26年 5月21日			自 平成26年11月21日	
	至 平成26年 6月20日			至 平成26年12月22日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,067,492,437円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,681,624,623円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	18,043,291,373円	C	信託約款に定める収益調整金	16,702,414,660円
D	信託約款に定める分配準備積立金	18,929,212,283円	D	信託約款に定める分配準備積立金	18,024,111,982円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	40,039,996,093円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	37,408,151,265円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,834円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,039円
G	分配金額	2,400,295,499円	G	分配金額	2,017,840,140円
H	分配金額(1万口当たり)	110円	H	分配金額(1万口当たり)	110円
	自 平成26年 6月21日			自 平成26年12月23日	
	至 平成26年 7月22日			至 平成27年 1月20日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,937,825,728円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,691,835,568円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	17,489,905,926円	C	信託約款に定める収益調整金	16,690,546,420円
D	信託約款に定める分配準備積立金	18,559,065,776円	D	信託約款に定める分配準備積立金	18,274,867,751円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	38,986,797,430円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	37,657,249,739円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,865円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,077円
G	分配金額	2,298,484,558円	G	分配金額	1,993,430,429円
H	分配金額(1万口当たり)	110円	H	分配金額(1万口当たり)	110円
	自 平成26年 7月23日			自 平成27年 1月21日	
	至 平成26年 8月20日			至 平成27年 2月20日	

A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,896,043,037円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	2,623,736,478円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	17,250,428,936円	C	信託約款に定める収益調整金	16,331,613,420円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	18,462,690,187円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	18,148,404,395円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	38,609,162,160円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	37,103,754,293円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,898円	F	分配対象収益(1万口当たり)	2,117円
G	分配金額	2,237,224,263円	G	分配金額	1,927,084,517円
H	分配金額(1万口当たり)	110円	H	分配金額(1万口当たり)	110円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日	当期 自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成26年 8月20日現在	当期 平成27年 2月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

	<p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

（有価証券に関する注記）

前期（平成26年 8月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,097,633,920
親投資信託受益証券	1
合計	2,097,633,921

当期（平成27年 2月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,303,835,904
親投資信託受益証券	1
合計	6,303,835,905

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 平成26年 8月20日現在		当期 平成27年 2月20日現在	
1口当たり純資産額	0.5361円	1口当たり純資産額	0.4309円
(1万口当たり純資産額)	(5,361円)	(1万口当たり純資産額)	(4,309円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	E MサブI Gハイインカム・コーポンド・サブトラスト J P Y ・ B R Lクラス	227,277,288,968	74,183,307,119	
投資信託受益証券 合計		227,277,288,968	74,183,307,119	
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	77,391,560	77,716,604	
親投資信託受益証券 合計		77,391,560	77,716,604	
合計		227,354,680,528	74,261,023,723	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（マネープールファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 平成26年 8月20日現在	第9期 平成27年 2月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,437,580	1,088,586
親投資信託受益証券	118,603,079	85,268,385
未収入金	10,019,343	3,416,431
未収利息	2	1
流動資産合計	130,060,004	89,773,403
資産合計	130,060,004	89,773,403
負債の部		
流動負債		
未払解約金	21,272,022	18,950,304
未払受託者報酬	2,925	2,614
未払委託者報酬	14,901	13,335
その他未払費用	1,224	1,135
流動負債合計	21,291,072	18,967,388
負債合計	21,291,072	18,967,388
純資産の部		
元本等		
元本	108,618,811	70,718,327
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	150,121	87,688
（分配準備積立金）	13,587	455
元本等合計	108,768,932	70,806,015
純資産合計	108,768,932	70,806,015
負債純資産合計	130,060,004	89,773,403

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期		第9期	
	自	平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日	自	平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日
営業収益				
受取利息		4,974		1,332
有価証券売買等損益		27,016		9,338
営業収益合計		31,990		10,670
営業費用				
受託者報酬		2,925		2,614
委託者報酬		14,901		13,335
その他費用		1,224		1,135
営業費用合計		19,050		17,084
営業利益又は営業損失()		12,940		6,414
経常利益又は経常損失()		12,940		6,414
当期純利益又は当期純損失()		12,940		6,414
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		10,891		412
期首剰余金又は期首欠損金()		198,004		150,121
剰余金増加額又は欠損金減少額		606,285		355,275
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		606,285		355,275
剰余金減少額又は欠損金増加額		656,217		411,706
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		656,217		411,706
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		150,121		87,688

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第8期 平成26年 8月20日現在	第9期 平成27年 2月20日現在
1.	期首元本額	155,850,661円	108,618,811円
	期中追加設定元本額	458,936,163円	262,415,714円
	期中一部解約元本額	506,168,013円	300,316,198円
2.	受益権の総数	108,618,811口	70,718,327口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日		第9期 自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,466円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 0円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0円
C	信託約款に定める収益調整金	145,724円	C 信託約款に定める収益調整金 103,930円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	121円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 455円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	159,311円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 104,385円
F	分配対象収益(1万口当たり)	14円	F 分配対象収益(1万口当たり) 14円
G	分配金額	0円	G 分配金額 0円
H	分配金額(1万口当たり)	0円	H 分配金額(1万口当たり) 0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第8期 自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日	第9期 自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第8期 平成26年 8月20日現在	第9期 平成27年 2月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第8期（平成26年 8月20日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	35,435
合計	35,435

第9期（平成27年 2月20日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,981
合計	16,981

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第8期 平成26年 8月20日現在		第9期 平成27年 2月20日現在	
1口当たり純資産額	1.0014円	1口当たり純資産額	1.0012円
(1万口当たり純資産額)	(10,014円)	(1万口当たり純資産額)	(10,012円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・アカウント・マザーファンド	84,911,756	85,268,385	
合計		84,911,756	85,268,385	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「マネー・アカウント・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

マネー・アカウント・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	平成26年 8月20日現在	平成27年 2月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	279,950,438	149,260,608
国債証券	349,997,030	569,999,936
現先取引勘定	69,996,500	-
未収利息	432	251
流動資産合計	699,944,400	719,260,795
資産合計	699,944,400	719,260,795
負債の部		
流動負債		
未払解約金	21,842,455	4,488,425
流動負債合計	21,842,455	4,488,425
負債合計	21,842,455	4,488,425
純資産の部		
元本等		
元本	675,325,903	711,764,651
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,776,042	3,007,719
元本等合計	678,101,945	714,772,370
純資産合計	678,101,945	714,772,370
負債純資産合計	699,944,400	719,260,795

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

		平成26年 8月20日現在	平成27年 2月20日現在
1.	期首	平成26年 2月21日	平成26年 8月21日
	期首元本額	743,639,414円	675,325,903円
	期首からの追加設定元本額	543,511,382円	537,444,238円
	期首からの一部解約元本額	611,824,893円	501,005,490円
	元本の内訳		
	上場インデックスファンド米国株式(S & P 5 0 0)	19,983円	19,983円
	上場インデックスファンド中国H株(ハンセン中国企業株)	19,983円	19,983円
	上場インデックスファンドCNX N i f t y先物(インド株式)	19,983円	19,983円
	上場インデックスファンド豪州リート(S & P / A S X 2 0 0 A - R E I T)	19,977円	19,977円
	上場インデックスファンド新興国債券(パークレイズL o c a l E M国債)	9,981円	9,981円
	上場インデックスファンド海外先進国株式(M S C I - K O K U S A I)	19,997円	19,997円
	上場インデックスファンド海外新興国株式(M S C I エマージング)	99,902円	99,902円
	世界のサイフ2(毎月分配型)	1,016,579円	887,787円
	資源株ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアル・コース>(毎月分配型)	34,565,513円	34,379,082円
	資源株ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランド・コース>(毎月分配型)	631,688円	543,819円
	資源株ファンド 通貨選択シリーズ<オーストラリアドル・コース>(毎月分配型)	2,176,331円	2,841,017円
	世界標準債券ファンド	34,862,172円	73,934,441円
	アジア債券ファンド(毎月分配型)	76,832円	72,623円
	グリーン世銀債ファンド	16,756,173円	15,679,821円
	高金利成長通貨ファンド(毎月分配型)	6,753,329円	5,592,649円
	アジアインフラ株ファンド(毎月分配型)ブラジルリアル・コース	2,631,161円	5,896,680円
	アジアインフラ株ファンド(毎月分配型)インドネシアルピア・コース	450,959円	948,406円
	アジアインフラ株ファンド(毎月分配型)インドルピー・コース	294,058円	1,161,424円
	中華圏株式ファンド(毎月分配型)	20,675,574円	28,925,791円
	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース	2,596,970円	1,680,721円
	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース	5,763,074円	3,896,509円
	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース	106,483,461円	77,391,560円
	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(マネープールファンド)	118,118,792円	84,911,756円
	エマージング・プラス・円戦略コース	17,436,281円	11,657,091円
	エマージング・プラス・成長戦略コース	79,518,009円	55,907,573円
	エマージング・プラス(マネープールファンド)	56,026,661円	66,757,087円

世界の高配当株式ファンド(通貨選択シリーズ・毎月分配型)ヘッジなしコース	71,849円	84,266円
世界の高配当株式ファンド(通貨選択シリーズ・毎月分配型)資源国通貨コース	147,493円	151,809円
世界の高配当株式ファンド(通貨選択シリーズ・毎月分配型)オーストラリアドルコース	91,488円	93,009円
世界の高配当株式ファンド(通貨選択シリーズ・毎月分配型)ブラジルリアルコース	980,520円	899,213円
アジア・ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)	627,582円	936,610円
アジア・ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)	1,693,012円	1,394,118円
R S豪ドル債券ファンド	2,990,880円	5,978,333円
アジアリートファンド(毎月分配型)	477,662円	467,079円
オーストラリア・インカム株式ファンド(毎月分配型)	2,570円	206,133円
アジア社債ファンド Aコース(為替ヘッジあり)	5,065,966円	3,366,519円
アジア社債ファンド Bコース(為替ヘッジなし)	10,626,095円	16,246,638円
アジアREITオープン(毎月分配型)	2,955,342円	1,402,683円
シンガポール高配当株式ファンド(毎月分配型)	25,348円	12,167円
ピムコUSハイインカム・ローン・ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなし	9,892,933円	11,760,523円
ピムコUSハイインカム・ローン・ファンド(毎月分配型)為替ヘッジあり	2,409,989円	2,827,265円
資源株ファンド 通貨選択シリーズ<米ドル・コース>(毎月分配型)	971,208円	3,814,192円
USハイインカム・ストラテジー・ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなし	1,348,517円	1,417,481円
USハイインカム・ストラテジー・ファンド(毎月分配型)為替ヘッジあり	470,506円	526,183円
インデックスファンドMLP(毎月分配型)	56,041,633円	114,321,241円
インド株式ファンド(毎月分配型)	33,140円	79,597円
世界標準債券ファンド(1年決算型)	299,871円	1,470,489円
欧州社債ファンド Aコース(為替ヘッジあり)	93,617円	1,580,531円
欧州社債ファンド Bコース(為替ヘッジなし)	726,024円	4,319,151円
グローバル・ハイブリッド・プレミア(為替ヘッジなし)	- 円	105,669円
グローバル・ハイブリッド・プレミア(為替ヘッジあり)	- 円	157,175円
グローバルC o C o債ファンド ヘッジなしコース	- 円	1,157,489円
グローバルC o C o債ファンド 円ヘッジコース	- 円	2,919,165円
グローバルC o C o債ファンド 先進国高金利通貨コース	- 円	3,418,686円
グローバルC o C o債ファンド 新興国高金利通貨コース	- 円	2,668,574円
インデックスファンドMLP(1年決算型)	- 円	4,022,525円
アジア・ヘルスケア株式ファンド	- 円	7,213,101円
S M B C ・日興 世銀債ファンド	5,595,824円	5,387,273円
日興マネー・アカウント・ファンド	2,558,154円	6,846,786円
日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型(新興国通貨戦略コース)	19,290,494円	14,236,520円
日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)	4,151,492円	3,750,994円
日興GSグロース・マーケット・ファンド	2,413,657円	1,914,437円

日興ブルベアセレクト コース(毎月分配型)	ブラジルリアル・ダブルブル・	187,659円	- 円
日興ブルベアセレクト	ブラジルリアル・ベア・コース	52,381円	- 円
日興ブルベアセレクト	豪ドル・ダブルブル・コース (毎月分配型)	51,109円	- 円
日興ブルベアセレクト	豪ドル・ベア・コース	32,130円	- 円
日興ブルベアセレクト	米ドル・ダブルブル・コース (毎月分配型)	146,315円	- 円
日興ブルベアセレクト	米ドル・ベア・コース	38,222円	- 円
日興ブルベアセレクト	マネープール・コース	25,877,077円	- 円
日興キャピタル・ストラテジー・ファンド毎月分配型 (通貨アルファ戦略コース)		2,022,285円	1,586,701円
日興キャピタル・ストラテジー・ファンド毎月分配型 (円ヘッジコース)		90,398円	78,774円
日興グラビティ・ファンド		3,242,877円	2,819,924円
A Bグローバル・ハイインカム・オープン(毎月分配 型)為替ヘッジなし		27,311円	30,343円
A Bグローバル・ハイインカム・オープン(毎月分配 型)為替ヘッジあり		29,273円	29,899円
A Bグローバル・ハイインカム・オープン(1年決算 型)為替ヘッジなし		15,775円	21,424円
A Bグローバル・ハイインカム・オープン(1年決算 型)為替ヘッジあり		61,678円	194,871円
インデックスファンドMLP・為替ヘッジあり(適格機 関投資家向け)		4,355,124円	5,314,412円
日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型(ヘッジな しコース)		- 円	131,408円
日興ハイブリッド3分法ファンド毎月分配型(通貨プレ ミアムコース)		- 円	114,750円
インデックスファンドMLP・為替ヘッジなし(適格機 関投資家向け)		- 円	1,012,878円
計		675,325,903円	711,764,651円
2. 受益権の総数		675,325,903口	711,764,651口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年 2月21日 至 平成26年 8月20日	自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成26年 8月20日現在	平成27年 2月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成26年 8月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,230
合計	1,230

(平成27年 2月20日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	66
合計	66

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成26年 8月20日現在		平成27年 2月20日現在	
1口当たり純資産額	1.0041円	1口当たり純資産額	1.0042円
(1万口当たり純資産額)	(10,041円)	(1万口当たり純資産額)	(10,042円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第497回国庫短期証券	220,000,000	220,000,000	
	第500回国庫短期証券	130,000,000	129,999,936	
	第502回国庫短期証券	220,000,000	220,000,000	
合計		570,000,000	569,999,936	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2015年 2月27日現在です。

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コース】

【純資産額計算書】

資産総額	1,726,462,001円
負債総額	36,565,612円
純資産総額（ - ）	1,689,896,389円
発行済口数	2,198,431,031口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7687円

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コース】

【純資産額計算書】

資産総額	3,898,342,098円
負債総額	60,975,772円
純資産総額（ - ）	3,837,366,326円
発行済口数	6,483,516,710口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5919円

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース】

【純資産額計算書】

資産総額	75,753,085,101円
負債総額	912,259,450円
純資産総額（ - ）	74,840,825,651円
発行済口数	173,676,055,407口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4309円

【エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（マネープールファンド）】

【純資産額計算書】

資産総額	84,587,202円
負債総額	8,563,162円
純資産総額（ - ）	76,024,040円
発行済口数	75,930,626口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0012円

（参考）

マネー・アカウント・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	707,990,116円
負債総額	2,699,833円
純資産総額（ - ）	705,290,283円
発行済口数	702,320,539口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0042円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成27年2月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（平成27年2月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（平成27年2月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成27年2月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	563	113,386

株式投資信託	506	87,355
単位型	84	2,420
追加型	422	84,934
公社債投資信託	57	26,031
単位型	41	445
追加型	16	25,586
投資法人合計	1	41

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成していません。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第56期中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第54期 (平成25年3月31日)		第55期 (平成26年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	15,820	3	17,805
有価証券		-		234
前払費用	3	380	3	419
未収入金		4		37
未収委託者報酬		7,472		7,162
未収収益	3	342	3	608
関係会社短期貸付金		606		240
立替金		335		303
繰延税金資産		869		984
その他	2	30	2	30
流動資産合計		25,862		27,826
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	48	1	47
器具備品	1	124	1	134

有形固定資産合計	172	181
無形固定資産		
ソフトウェア	70	91
無形固定資産合計	70	91
投資その他の資産		
投資有価証券	7,170	7,290
関係会社株式	22,935	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	706	692
繰延税金資産	500	525
投資その他の資産合計	31,373	30,271
固定資産合計	31,616	30,544
資産合計	57,478	58,371

(単位：百万円)

	第54期 (平成25年3月31日)		第55期 (平成26年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		305		329
未払金		3,862		3,404
未払収益分配金		6		6
未払償還金		115		112
未払手数料	3	3,195	3	2,743
その他未払金		545		542
未払費用	3	3,282	3	3,239
未払法人税等		589		2,286
未払消費税等	4	123	4	356
賞与引当金		1,770		1,935
役員賞与引当金		80		150
流動負債合計		10,012		11,702
固定負債				
退職給付引当金		1,001		1,081
その他		55		55
固定負債合計		1,057		1,137
負債合計		11,070		12,840
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		23,530		22,694
利益剰余金合計		23,530		22,694

自己株式	68	68
株主資本合計	46,045	45,209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321
純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

(2) 【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	第54期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	第55期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,848	63,120
その他営業収益	1,922	2,557
営業収益合計	54,771	65,678
営業費用		
支払手数料	26,955	31,207
広告宣伝費	649	1,081
公告費	7	2
調査費	10,797	13,405
調査費	691	712
委託調査費	10,089	12,669
図書費	17	23
委託計算費	406	465
営業雑経費	530	558
通信費	188	186
印刷費	214	252
協会費	46	43
諸会費	16	11
その他	64	65
営業費用計	39,347	46,721
一般管理費		
給料	6,759	7,171
役員報酬	256	316
役員賞与引当金繰入額	80	150
給料・手当	4,565	4,719
賞与	87	50
賞与引当金繰入額	1,770	1,935
交際費	100	108
寄付金	66	54
旅費交通費	313	448
租税公課	188	209
不動産賃借料	753	755
退職給付費用	312	313
退職金	83	32
固定資産減価償却費	124	109
諸経費	3,061	3,364
一般管理費計	11,764	12,568
営業利益	3,659	6,388

(単位：百万円)

	第54期		第55期	
	(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
営業外収益				
受取利息		12		17
受取配当金	1	601	1	1,774
時効成立分配金・償還金		4		4
為替差益		64		26
その他		16		19
営業外収益合計		699		1,842
営業外費用				
支払利息		19		19
有価証券償還損		1		-
時効成立後支払分配金・償還金		15		22
支払源泉所得税		55		57
その他		2		13
営業外費用合計		93		114
経常利益		4,265		8,116
特別利益				
投資有価証券売却益		226		135
関係会社株式売却益		239		-
特別利益合計		465		135
特別損失				
投資有価証券売却損		84		12
関係会社株式評価損		-		4,500
固定資産処分損		3		0
割増退職金		-		59
役員退職一時金		75		235
特別損失合計		163		4,807
税引前当期純利益		4,568		3,445
法人税、住民税及び事業税		1,480		3,020
法人税等調整額		260		119
法人税等合計		1,740		2,900
当期純利益		2,827		544

(3) 【株主資本等変動計算書】

第54期（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余 金合計		
				繰越利益 剰余金			

当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	68	44,687
当期変動額							
剰余金の配当				1,468	1,468		1,468
当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	1,358	1,358	-	1,358
当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	42	42	44,729
当期変動額			
剰余金の配当			1,468
当期純利益			2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	320	320	320
当期変動額合計	320	320	1,678
当期末残高	362	362	46,408

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				1,380	1,380		1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	836	836	-	836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	40	40
当期変動額合計	40	40	876

当期末残高	321	321	45,531
-------	-----	-----	--------

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～5年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

(表示方法の変更)

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っていません。

(貸借対照表関係)

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,054百万円</p> <p>器具備品 618百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,091百万円</p> <p>器具備品 625百万円</p>
<p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p>	<p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p>
<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 3,818百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 58百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 143百万円</p> <p>未払費用 297百万円</p>	<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 6,249百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 74百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 98百万円</p> <p>未払費用 274百万円</p>
<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p>	<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p>
<p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。</p>	<p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。</p>

(損益計算書関係)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 552百万円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 1,290百万円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	19,215,900	-	2,237,400	16,978,500	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,676,400	-	49,500	1,626,900	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	6,091,800	-	161,700	5,930,100	-
合計		32,249,300	-	2,448,600	29,800,700	-

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	16,978,500	-	1,075,800	15,902,700	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,626,900	-	59,400	1,567,500	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	5,930,100	-	541,200	5,388,900	-
合計		29,800,700	-	1,676,400	28,124,300	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	750百万円	1年内	751百万円
1年超	807百万円	1年超	77百万円
合計	1,558百万円	合計	828百万円

（金融商品関係）

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額

(1) 現金・預金	15,820	15,820	-
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	-
(3) 未収収益	342	342	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	7,091	7,091	-
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	-
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額79百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フロー

を見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額20,042百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万

円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	-	-	-
未収委託者報酬	7,472	-	-	-
未収収益	342	-	-	-
投資有価証券				
投資信託	-	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスク

や信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日でありませぬ。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりませぬ。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりませぬ。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	-
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	-
(3) 未収収益	608	608	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	7,457	7,457	-
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	-
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額66百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。
- 3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。
- 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	-	-	-
未収委託者報酬	7,162	-	-	-
未収収益	608	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

（有価証券関係）

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上 額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	724	821	96
	小計	724	821	96
合計		7,091	6,529	561

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,637	3,768	130
	小計	3,637	3,768	130
合計		7,457	6,957	500

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	-
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

(持分法損益等)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,069	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,065
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 7,660
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,379

(退職給付関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

イ 退職給付債務	1,101
ロ 未積立退職給付債務	1,101
ハ 未認識数理計算上の差異	99
ニ 退職給付引当金残高	1,001

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

イ 勤務費用	102
ロ 利息費用	13
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	24
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	171
ホ 退職給付費用合計	312

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	0.9%
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	"
利息費用	9	"
数理計算上の差異の発生額	9	"
退職給付の支払額	56	"
退職給付債務の期末残高	1,174	"

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	"
未認識数理計算上の差異	92	"
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"

退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	"
数理計算上の差異の費用処理額	16	"
確定給付制度に係る退職給付費用	137	"

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8%
-----	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 186名

株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション(新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		

期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注)1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、「当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、「当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		

期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注)1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
----------------------	----------------------

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)																																																																										
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">672</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">196</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">869</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">149</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">361</td> </tr> <tr> <td>固定資産減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">174</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">760</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産小計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,630</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">61</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,568</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">199</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">199</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,369</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	賞与引当金繰入超過額	672	その他	196	小計	869	投資有価証券評価損	149	退職給付引当金超過額	361	固定資産減価償却超過額	174	その他	75	小計	760		1,630	評価性引当金	61	繰延税金資産合計	1,568	その他有価証券評価差額金	199	繰延税金負債合計	199		1,369	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>繰延税金資産(流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">689</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">294</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">984</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">148</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">1,665</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">385</td> </tr> <tr> <td>固定資産減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">158</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,391</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産小計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">3,375</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">1,665</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,710</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債(固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">200</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,510</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">46.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.7%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">12.9%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">1.9%</td> </tr> <tr> <td>海外子会社の留保利益の影響額等</td> <td style="text-align: right;">6.9%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">84.2%</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入超過額	689	その他	294	小計	984	投資有価証券評価損	148	関係会社株式評価損	1,665	退職給付引当金超過額	385	固定資産減価償却超過額	158	その他	34	小計	2,391		3,375	評価性引当金	1,665	繰延税金資産合計	1,710	その他有価証券評価差額金	200	繰延税金負債合計	200		1,510	法定実効税率	38.0%	(調整)		評価性引当金の増減	46.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%	海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%
賞与引当金繰入超過額	672																																																																										
その他	196																																																																										
小計	869																																																																										
投資有価証券評価損	149																																																																										
退職給付引当金超過額	361																																																																										
固定資産減価償却超過額	174																																																																										
その他	75																																																																										
小計	760																																																																										
	1,630																																																																										
評価性引当金	61																																																																										
繰延税金資産合計	1,568																																																																										
その他有価証券評価差額金	199																																																																										
繰延税金負債合計	199																																																																										
	1,369																																																																										
賞与引当金繰入超過額	689																																																																										
その他	294																																																																										
小計	984																																																																										
投資有価証券評価損	148																																																																										
関係会社株式評価損	1,665																																																																										
退職給付引当金超過額	385																																																																										
固定資産減価償却超過額	158																																																																										
その他	34																																																																										
小計	2,391																																																																										
	3,375																																																																										
評価性引当金	1,665																																																																										
繰延税金資産合計	1,710																																																																										
その他有価証券評価差額金	200																																																																										
繰延税金負債合計	200																																																																										
	1,510																																																																										
法定実効税率	38.0%																																																																										
(調整)																																																																											
評価性引当金の増減	46.6%																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%																																																																										
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%																																																																										
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%																																																																										
海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%																																																																										

	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第151号)が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。</p>
--	--

(関連当事者情報)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	525 (千SGD 8,000)	関係会社短期貸付金	606 (千SGD 8,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	5 (千SGD 76)	未収収益	5 (千SGD 76)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,930百万円
負債合計	1,103百万円

純資産合計	9,826百万円
営業収益	7,917百万円
税引前当期純利益	2,801百万円
当期純利益	2,091百万円

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	398 (千 SGD 5,059) (注2)	関係会社 短期貸付金	240 (千 SGD 2,940)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	15 (千 SGD 192)	未収収益	5 (千 SGD 64)
							増資の引受(注3)	3,266 (千 SGD 40,000)	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額 398百万円(5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD)及び返済 638百万円(8,000千 SGD)であります。
- Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロンドン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	15,790百万円
負債合計	1,713百万円
純資産合計	14,076百万円

営業収益	11,350百万円
税引前当期純利益	4,212百万円
当期純利益	3,096百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりません。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりません。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭
1株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	46,408	45,531

純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	46,408	45,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	196,903	196,903

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,789
有価証券		226
未収委託者報酬		6,584
未収収益		938
関係会社短期貸付金		258
繰延税金資産		487
その他	2	2,365
流動資産合計		26,649
固定資産		
有形固定資産	1	235
無形固定資産		92
投資その他の資産		
投資有価証券		9,667
関係会社株式		21,702
関係会社長期貸付金		60
長期差入保証金		683
繰延税金資産		357
投資その他の資産合計		32,471
固定資産合計		32,799
資産合計		59,448

(単位:百万円)

		第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		3,203

未払費用		3,470
未払法人税等		871
未払消費税等	3	550
賞与引当金		875
役員賞与引当金		120
その他		671
流動負債合計		9,763
固定負債		
退職給付引当金		1,071
固定負債合計		1,071
負債合計		10,834
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		25,511
利益剰余金合計		25,511
自己株式		68
株主資本合計		48,026
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		587
評価・換算差額等合計		587
純資産合計		48,614
負債純資産合計		59,448

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		30,757
その他営業収益		1,678
営業収益合計		32,435
営業費用及び一般管理費	1	29,279
営業利益		3,156
営業外収益	2	862
営業外費用	3	86
経常利益		3,931
特別利益	4	174
特別損失	5	3
税引前中間純利益		4,102

法人税、住民税及び事業税	831
法人税等調整額	495
中間純利益	2,775

(3) 中間株主資本等変動計算書

第56期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209
会計方針の変更による 累積的影響額				41	41		41
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,735	22,735	68	45,250
当中間期変動額							
剰余金の配当							
中間純利益				2,775	2,775		2,775
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	2,775	2,775	-	2,775
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	25,511	25,511	68	48,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	321	321	45,531
会計方針の変更による 累積的影響額			41
会計方針の変更を反映した 当期首残高	321	321	45,572
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			2,775
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	265	265	265
当中間期変動額合計	265	265	3,041
当中間期末残高	587	587	48,614

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第56期中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>

（会計方針の変更）

<p>第56期中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)</p>

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務年数に対応した高格付社債の流通利回りを基礎とする方法から退職給付の支払見込期間及び期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が63百万円減少、繰延税金資産が22百万円減少、繰越利益剰余金が41百万円増加しております。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額に対する影響額は、軽微であります。

(中間貸借対照表関係)

第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 1,750百万円
2	信託資産 その他流動資産のうち180百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
4	保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務47百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務113百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
1	減価償却実施額 有形固定資産 50百万円 無形固定資産 16百万円
2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3百万円 受取配当金 761百万円
3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 10百万円 時効成立後支払分配金・償還金 4百万円 支払源泉所得税 71百万円
4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 174百万円
5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 3百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第56期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	15,902,700	-	-	15,902,700	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,567,500	-	-	1,567,500	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,388,900	-	330,000	5,058,900	-
合計		28,124,300	-	330,000	27,794,300	-

(注) 1 平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当中間会計期間末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
オペレーティング・リース取引

解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	766百万円
1年超	3,502百万円
合計	4,268百万円

（金融商品関係）

第56期中間会計期間(平成26年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	15,789	15,789	-
(2) 未収委託者報酬	6,584	6,584	-
(3) 未収収益	938	938	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	9,864	9,864	-
(5) 未払金	(3,203)	(3,203)	-
(6) 未払費用	(3,470)	(3,470)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第56期中間会計期間(平成26年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,573	7,543	1,029
	小計	8,573	7,543	1,029
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,291	1,407	116
	小計	1,291	1,407	116
合計		9,864	8,951	913

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 30百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(持分法損益等)

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,075百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	7,780百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	762百万円

(ストックオプション等関係)

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	246円89銭
1株当たり中間純利益金額	14円09銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間純利益(百万円)	2,775
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	2,775
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)5,058,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	48,614

純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	48,614
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称	資本金の額 （平成26年9月末現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

三井住友信託銀行株式会社は、日興アセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の91.29%を保有しております。(平成26年9月末現在)

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成26年 8月29日	臨時報告書
平成26年11月20日	有価証券届出書
平成26年11月20日	有価証券報告書
平成26年11月28日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月1日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コースの平成26年8月21日から平成27年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・円コースの平成27年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月1日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コースの平成26年8月21日から平成27年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・資源国3通貨コースの平成27年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月1日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコースの平成26年8月21日から平成27年2月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコースの平成27年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月1日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（マネーブルファンド）の平成26年8月21日から平成27年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（マネーブルファンド）の平成27年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。